

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年12月22日
【事業年度】	第6期(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
【会社名】	株式会社グローバルキッズCOMPANY
【英訳名】	Global Kids Company Corp.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中正 雄一
【本店の所在の場所】	東京都千代田区富士見二丁目14番36号
【電話番号】	03 - 3221 - 3770(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役財務IR部長 野田 雅之
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区富士見二丁目14番36号
【電話番号】	03 - 3221 - 3770(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役財務IR部長 野田 雅之
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
決算年月		2017年9月	2018年9月	2019年9月	2020年9月	2021年9月
売上高	(百万円)	13,155	17,032	19,694	22,160	23,529
経常利益	(百万円)	1,477	1,917	1,786	916	1,148
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	791	559	1,116	438	481
包括利益	(百万円)	668	611	1,114	433	497
純資産額	(百万円)	5,924	6,577	7,706	8,146	8,658
総資産額	(百万円)	13,750	15,691	18,259	18,561	18,110
1株当たり純資産額	(円)	681.37	720.33	840.44	882.76	928.85
1株当たり 当期純利益金額	(円)	95.22	62.63	122.24	47.65	51.97
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額	(円)	88.02	60.71	119.23	46.75	51.41
自己資本比率	(%)	43.1	41.8	42.1	43.8	47.7
自己資本利益率	(%)	14.2	9.0	15.7	5.5	5.7
株価収益率	(倍)	23.8	28.8	6.8	19.3	16.5
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	1,963	2,028	2,196	1,999	1,235
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	2,659	2,963	2,842	1,044	907
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	467	989	825	619	816
現金及び現金同等物の 期末残高	(百万円)	1,246	1,301	1,480	1,816	1,327
従業員数 (外、平均臨時雇用者 数)	(人)	1,846 (694)	2,212 (757)	2,678 (818)	2,941 (848)	3,076 (886)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
決算年月		2017年9月	2018年9月	2019年9月	2020年9月	2021年9月
売上高	(百万円)	465	572	615	691	737
経常利益	(百万円)	165	316	357	395	460
当期純利益	(百万円)	111	204	227	225	251
資本金	(百万円)	1,256	1,267	1,275	1,278	1,288
発行済株式総数	(株)	8,695,360	9,105,071	9,170,058	9,229,880	9,328,511
純資産額	(百万円)	3,966	4,211	4,454	4,689	4,952
総資産額	(百万円)	4,064	4,348	4,570	4,856	5,095
1株当たり純資産額	(円)	456.19	460.49	485.80	508.10	531.33
1株当たり配当額 (うち1株当たり 中間配当額)	(円)	()	()	()	()	()
1株当たり 当期純利益金額	(円)	13.45	22.91	24.94	24.57	27.12
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額	(円)	12.43	22.20	24.33	24.10	26.82
自己資本比率	(%)	97.6	96.4	97.1	96.2	96.8
自己資本利益率	(%)	2.9	5.0	5.3	5.0	5.2
株価収益率	(倍)	168.3	78.7	33.6	37.4	31.7
配当性向	(%)					
従業員数 (外、平均臨時雇用者 数)	(人)	5 ()	()	()	()	()
株主総利回り (比較指標：TOPIX)	(%) (%)	116.8 (126.6)	93.1 (137.4)	43.2 (120.0)	47.5 (122.9)	44.4 (153.5)
最高株価	(円)	2,450	2,586	1,912	960	1,285
最低株価	(円)	1,480	1,237	780	440	660

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社株式は、2016年3月18日に東京証券取引所マザーズ市場に上場したため、株主総利回りは2016年9月30日の株価を基準として算定しております。

3. 株主総利回りの算出株価及び最高・最低株価は、2017年9月29日より東京証券取引所市場第一部におけるものであり、それ以前は東京証券取引所マザーズ市場におけるものであります。

2 【沿革】

当社は、2015年10月1日の株式移転により、株式会社グローバルキッズと株式会社ろくの完全親会社として設立されたため、当社の沿革については、各社の沿革に引続き記載しております。

2006年1月	東京都足立区において、東京都認証保育所「六町駅前保育園」を中正雄一名義で開設
2006年5月	保育所の運営を目的として、株式会社グローバルキッズ(資本金30百万円)を東京都足立区に設立
2006年10月	株式会社グローバルキッズとして初めてとなる保育所(東京都認証保育所)を東京都世田谷区に開設
2008年11月	当社グループとして初めての認可保育所を株式会社グローバルキッズが東京都板橋区に開設
2009年4月	神奈川県横浜市緑区に東京以外で初めてとなる保育所(横浜市認可保育所)を株式会社グローバルキッズが開設
2010年4月	当社グループとして初めての学童クラブを株式会社グローバルキッズが東京都板橋区に開設
2012年2月	「六町駅前保育園」を法人化し株式会社ろく(資本金1百万円)を設立
2012年9月	株式会社ろくが増資(資本金44百万円)を実施し、株式会社グローバルキッズの子会社となる
2013年4月	株式会社グローバルキッズの本社を東京都足立区から東京都千代田区に移転
2013年7月	株式会社グローバルキッズが埼玉県上尾市に認可外保育園(現小規模保育施設)を開設
2014年4月	当社グループの運営施設数が60施設となる
2015年4月	当社グループとして初めての児童館を株式会社グローバルキッズが東京都中央区に開設
	大阪府大阪市浪速区に大阪市認可保育所を株式会社グローバルキッズが開設
2015年10月	共同株式移転により、株式会社グローバルグループ(現当社、資本金100百万円)を設立し、株式会社グローバルキッズと株式会社ろくを完全子会社化
2016年3月	東京証券取引所マザーズに株式を上場
2016年11月	当社グループの運営施設数が100施設となる
2017年9月	東京証券取引所市場第一部へ上場市場変更
2018年6月	当社グループとして初めての企業主導型保育所を株式会社グローバルキッズが東京都足立区に開設
	企業主導型保育事業である「めばえ保育ルーム」を事業譲受
2019年4月	株式会社グローバルキッズCOMPANYへ商号変更
	株式会社グローバルキッズが株式会社ろくを吸収合併
2019年6月	当社グループとして初めての児童発達支援事業所を株式会社グローバルキッズが東京都江東区に開設
2019年10月	「めばえ保育ルーム」を「グローバルキッズ」にブランド統合
2021年9月	当社グループの運営施設数が184施設となる

3 【事業の内容】

当社グループ(当社及び当社の関係会社)は、子会社の経営管理を主な事業内容とする当社及び保育所等の運営を主な事業内容とする連結子会社1社(株式会社グローバルキッズ)により構成されており、保育所等の運営を通じて次世代を担う子ども達を育成する「子育て支援事業」を主な事業として営んでおります。

なお、当社グループの事業は「子育て支援事業」のみの単一セグメントとなっております。

「子育て支援事業」

当社グループは当連結会計年度末現在、首都圏を中心に、自治体より認可等を受けた保育施設168施設及び学童クラブ・児童館12施設、児童発達支援事業所4施設の計184施設を運営しております。

2015年4月より「子ども・子育て支援新制度」が本格施行され、当該制度の下、公的に認可等を受けて運営される保育施設は、施設型給付を受ける施設(認可保育所、認定こども園、幼稚園)と地域型保育給付を受ける施設(小規模保育、家庭的保育など)に区分されることとなりました。また、新制度に基づいて給付を受ける施設とは別に、一部自治体による独自の認定保育制度に基づく保育所(以下、「独立認定保育所」という。)があります。

当社グループが運営する保育施設には、認可保育所のほか、独立認定保育所、認定こども園、小規模保育、企業主導型保育所があり、各施設の概要は、以下のとおりとなっております。

認可保育所・・・児童福祉法に基づき、国が定めた設置基準(施設の広さ、保育士等の職員数、給食設備、防災管理、衛生管理等)を満たし、都道府県知事等に認可された児童福祉施設をいいます。

当社グループは、国及び自治体が負担する施設型給付を委託費として交付を受け認可保育所を運営しております。

独立認定保育所・・・大都市を中心とした保育所不足の解消等を目的として、自治体が独自で定める制度に基づき設置された保育所です。東京都が定める制度に基づき運営される東京都認証保育所や横浜市が定める制度に基づき運営される横浜保育室などがあります。

当社グループは、利用者からの保育料及び自治体から運営費補助金の交付を受け独立認定保育所を運営しております。

認定こども園・・・就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能及び地域における子育て支援を行う機能を持ち、教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設となります。幼保連携型、保育所型、幼稚園型、地方裁量型の4類型があります。

当社グループは、東京都において地方裁量型認定こども園を運営しており、その設置基準や保育給付の運用等については、東京都認証保育所とほぼ同内容となっております。

小規模保育・・・子ども・子育て支援新制度の下で、市町村の認可事業として新たに創出された保育制度(6 - 19名定員施設)になります。

当社グループは、利用者からの保育料及び自治体より地域型保育給付の交付を受け小規模保育を運営しております。

企業主導型保育所・・・内閣府が開始した、企業向けの助成制度に基づき設置された保育所です。企業の従業員の子どもを対象とした従業員枠と地域住民向けの地域枠があり、地域枠を弾力的に設定できるなど柔軟な運営が可能です。

当社グループは、利用者からの保育料及び公益財団法人児童育成協会から運営費補助金の交付を受け企業主導型保育所を運営しております。

学童クラブは、小学校に就学しているおおむね十歳未満の児童であって、保護者が労働等により昼間家庭にいないものに対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、健全な育成を図ることを目的とした施設をいいます。当社グループは、利用者からの利用料又は、自治体から交付される運営費により学童クラブを運営しております。

児童館は、児童福祉法に基づく児童厚生施設の1つで、地域において児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする児童福祉施設をいいます。当社グループは、自治体から交付される運営費により児童館を運営しております。

児童発達支援事業所は、児童福祉法により定められた、各都道府県より指定を受け自治体によって福祉サービス受給者証を発行された発達障害を持つ未就学児に対し発達の状況に応じて療育()を行う施設です。当社グループは、自治体から交付される補助金及び利用者からの利用料により児童発達支援事業所を運営しております。

療育とは障害のあるお子様が、社会的に自立できるように取り組む教育・治療のことです。

[在籍園児数の推移]

	2014年 9月期末	2015年 9月期末	2016年 9月期末	2017年 9月期末	2018年 9月期末	2019年 9月期末	2020年 9月期末	2021年 9月期末
在籍園児数(人)	2,795	3,943	5,026	6,213	7,339	8,365	8,865	9,360

在籍園児数は、保育所等に在籍する園児数のみで、学童クラブや児童館、児童発達支援事業所に在籍・登録する児童数等は含みません。

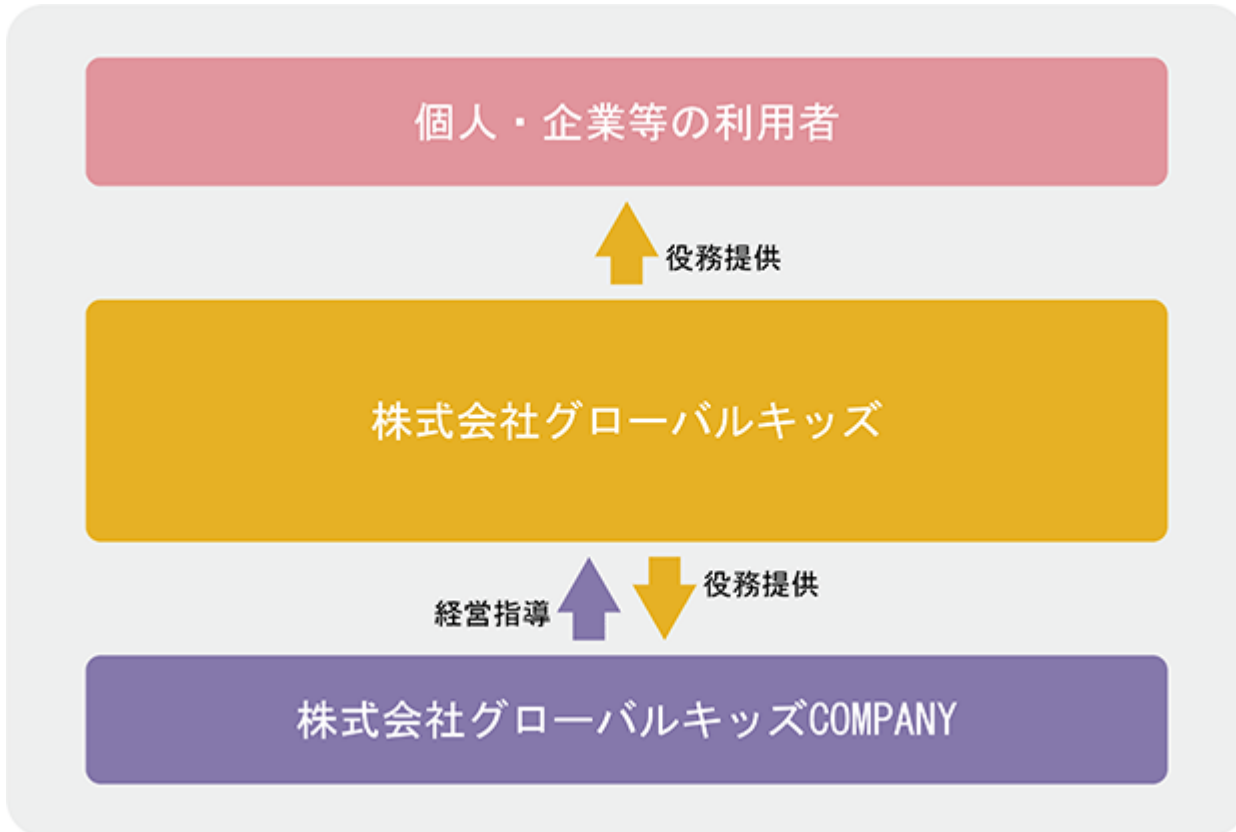
[運営施設数の推移]

	2014年 9月期	2015年 9月期	2016年 9月期	2017年 9月期	2018年 9月期	2019年 9月期	2020年 9月期	2021年 9月期
認可保育所 (東京都)	19	27	38	56	70	86	91	98
認可保育所 (神奈川県)	12	16	17	19	20	23	25	27
認可保育所 (その他)		3	5	6	8	9	9	10
認可保育所計	31	46	60	81	98	118	125	135
東京都認証 保育所	21	22	22	20	20	18	18	17
横浜保育室	1	1	1					
認定こども園等	4	4	5	5	5	5	5	5
企業主導型 保育所					7	11	11	11
児童発達支援 事業所						1	4	4
学童クラブ・ 児童館	7	10	11	12	12	13	13	12
総合計	64	83	99	118	142	166	176	184

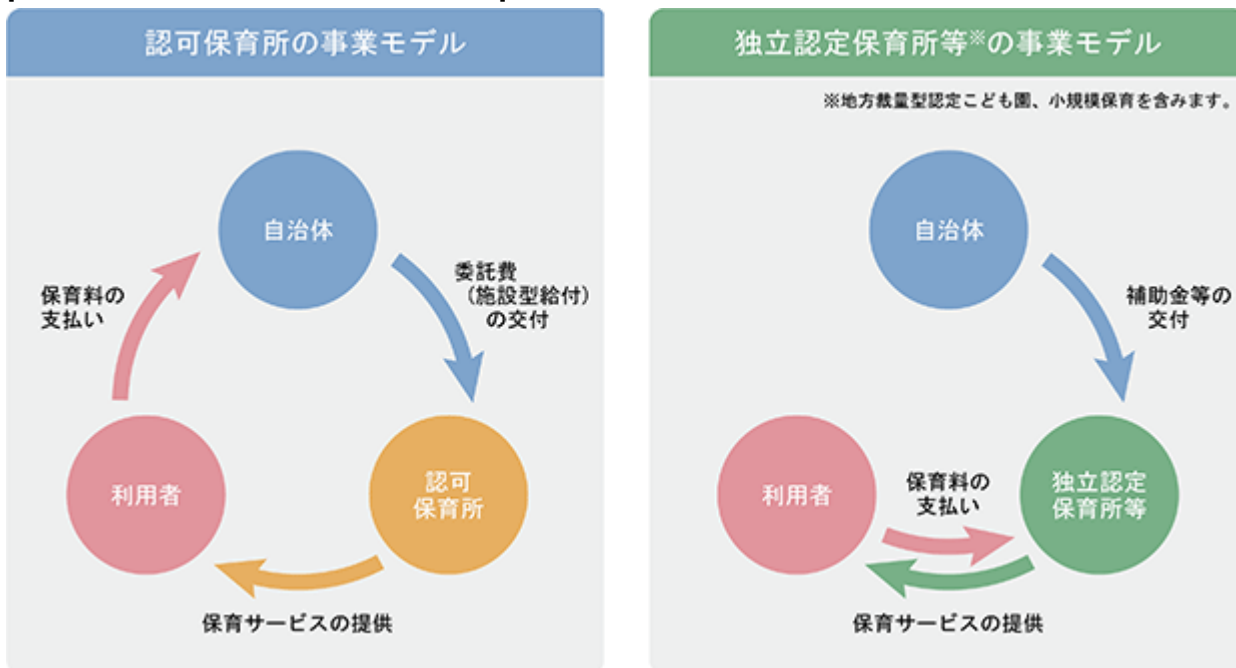
注：東京都認証保育所には事業所内保育所を含みます。

認定こども園等には小規模保育を含みます。

[事業系統図]



[当社グループの保育施設形態別の事業モデル]



なお、当社は、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当しており、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準のうち、上場会社の規模との対比で定められる数値基準については連結ベースの数値に基づいて判断することになります。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な 事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社グローバルキッズ (注)3	東京都千代田区	30	子育て支援事業	100.0	当社が経営管理している。 役員の兼任あり。

- (注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報の名称を記載しております。
 2. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
 3. 株式会社グローバルキッズは、特定子会社に該当しております。
 4. 株式会社グローバルキッズについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えておりますが、当連結会計年度におけるセグメント情報の子育て支援事業の売上高に占める当該連結子会社の売上高の割合が90%を超えているため、主要な損益情報等の記載を省略しております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2021年9月30日現在

従業員数(人)
3,076 (886)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
 2. 当社グループは、子育て支援事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。
 3. 前連結会計年度に比べ従業員数が135名、臨時雇用者数が38名増加しておりますが、子育て支援事業の業容拡大によるものであります。

(2) 提出会社の状況

2021年9月30日現在、従業員はおりません。

(3) 労働組合の状況

当社の子会社(GLOBAL KIDS VIETNAM CO., LTD.を除く)において、2020年9月25日付で労働組合(グローバルキッズユニオン)が結成されております。

なお、労使関係は安定しており、特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、理念体系として以下を掲げております。

企業理念： 『子ども達の未来のために』

ビジョン： 『2030 トリプルトラスト』

-2030年 職員と保護者と地域に最も信頼される存在になり、
子ども達の育ちと学びの社会インフラになる

(2) 中長期的な会社の経営戦略

当社グループが属する子育て支援事業を取り巻く状況は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け一部施設で一時的に入園を控える動きがみられました。しかし、女性の社会進出に対する意識の変化や政府による女性の活躍推進などにより、共働き世帯数や女性の就業率は上昇傾向であり、保育に対する需要は高い状態が続いており、全国的に見ると保育所の利用率は9割超の高い水準で推移しております。

一方で、自治体における保育所増設が進められたことで、待機児童数は下表のとおり減少傾向を示しておりますが、2021年4月時点で5,634人と政府が掲げる待機児童数ゼロとは乖離した状態となっております。また、2020年12月には政府が「新子育て安心プラン」を公表し、2021年度から2024年度末までの4年間に保育の受け皿を新たに約14万人分確保する目標を打ち出しました。このため、保育所の新設に対する需要は一定程度続くと見込まれます。

こうしたなか、当社グループは子育て支援の充実という社会的要請にこたえるために、これまで重点的に新規開設を続けてきた東京23区を中心とした首都圏に、今後も安定した新園開発を進める方針です。

また、上記見通しを踏まえ、当社グループでは、持続的な成長に向けた『中期経営計画(2024)』において、以下のとおり方針を掲げたうえで3つの重点テーマに取り組んでまいります。

<中期経営計画(2024)の基本方針>

創業以来の「事業拡大」フェーズから「事業拡大と事業複線化」フェーズへ移行し、以下3つを基本方針としたうえで新たな事業戦略を支えるICT機能、財務・資本戦略を一段と強化いたします。

- ・規模拡大 オーガニック成長に加え、M&Aも活用した保育事業の拡大
 - 新規開設とM&Aによる規模拡大
 - 新規事業拡大による保育事業との売上シナジー発現
- ・機能拡充 新事業における基盤固め
収益源の多様化に加え、保育事業の競争力向上に貢献
 - 既存事業への付加価値として教育、子育て支援サービス、物販の3つの領域への取り組み
- ・基盤強化 ICTの戦略的活用による生産性の向上、付加価値の創造
 - デジタル活用による業務改革の推進
 - 働きやすい職場環境、選ばれる施設に向けた革新的なサービスの提供財務健全性、成長投資、株主還元のバランス
 - 財務健全性を堅持し、成長投資と株主還元を両立

(3) 目標とする経営指標

当社グループは、2022年9月期から2024年9月期を最終年度とする『中期経営計画(2024)』のなかで、最終年度にあたる2024年9月期における目標計画として 売上高310億円、 EBITDA21億円を掲げております。

	2021年9月期(実績)	2024年9月期(目標)
売上高(百万円)	23,529	31,000
うち、保育周辺領域+新規事業	-	3,000
EBITDA(百万円)	1,426	2,100

EBITDA = 営業利益 + 減価償却費

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

我が国は、成長戦略の一つとして女性が輝く日本を念頭に「待機児童の解消」、「職場復帰・再就職の支援」、「女性役員・管理職の増加」に向けた対策が進められています。このように保育事業に対する国の関心が高まるなかで、当社グループとしてさらなる事業拡大に向けた重要課題として以下の点に取り組んでまいります。

保育の質の維持・向上

運営施設数が増加する状況でも、優秀な人材の採用や育成の強化、及び、諸施策を通じた長期雇用の促進により、保育士の質の維持・向上を図ります。具体的な施策として、各職位における職務内容や人事評価制度の精緻化、処遇改善等を検討するほか、第三者評価を通じた利用者からの指摘事項の改善等を定期的に行います。また、当社グループの保育方針をより一層浸透させるため、施設長や本部スタッフに対する研修の実施を進めてまいります。

さらに、休暇制度の拡充や社員寮等の福利厚生などの人事制度の整備に加えて海外研修などの研修制度の充実、処遇改善等を通じた魅力ある就労環境の提供を通じて人材の長期雇用に努め、安定した保育を提供できる体制を整えてまいります。

こうした施策の推進に加えて、当社グループとして目指す保育である『グローバルキッズ保育』を確固たるものとし、これを各施設に浸透させることで保育の質の底上げを図ります。

人材育成力の強化

子ども・子育て支援制度などの国や自治体の保育方針に関する勉強会や保育士試験の講座、アレルギー研修等、各職位に応じた研修カリキュラムの充実や研修参加の推奨により、施設長等、管理職水準の人材の早期育成体制の強化を目指します。また、ヨーロッパの保育所における現地の多様な保育を学ぶ海外研修を通じて、当社グループにおける保育の幅を広げる取り組みを実施しております。

採用力の強化等を通じた人材の確保

運営施設数の増加により、保育士資格を有する優秀な人材の確保が急務であります。しかしながら、保育士資格を有する求職者が不足していることから、特に首都圏においては、年々、採用が難しくなる傾向にあります。これまでは、当社が強みを持つ経験者の採用を中心に人材を確保してまいりましたが、新卒者の採用にも一段と注力することで採用力の強化に努めます。また、当社グループの職員からの保育士等の紹介・推薦によるリファラル採用に力を入れるなど、採用の多様化や採用コストの抑制にも注力しております。なお、人事制度の整備等により長期雇用に努めることで採用コストを抑えてまいります。

戦略的な地域展開

当社グループは、これまで待機児童が集中する東京23区などの首都圏都心部を重点地域として運営施設数の拡大に努めてまいりました。この結果、現状では東京都で業界トップクラスの施設数を運営しております。今後も首都圏都心部においては、他の地域に比べ児童の確保に優位性があるうえ、新規開設への需要が継続すると見込んでおり、待機児童が多い地域を中心に安定した新規施設開設を進めていく方針です。

[全国及び東京都における待機児童数]

	2019年4月1日時点		2020年4月1日時点		2021年4月1日現在	
	待機児童数	割合(%)	待機児童数	割合(%)	待機児童数	割合(%)
東京都	3,690人	22.0	2,343人	18.8	969	17.2
全国	16,772人	100.0	12,439人	100.0	5,634	100.0

出典：厚生労働省「保育所等関連状況取りまとめ」

東京都「都内の保育サービスの状況について」

効率的な事業運営の推進

運営施設数の増加に伴い、備品購入等における規模のメリットの享受や、運営業務の一元化、システム導入等を積極的に推進することで、運営コストを抑制しながら効果的・安定的な事業運営が行えるよう努めます。

安定的な資金調達の確保と財務基盤の強化

当社グループは、現在、各施設の開発資金や運転資金の確保を、主に金融機関からの借入に依拠しております。今後も、規模拡大を進め、安定した事業運営を行うためにも、諸施策を通じた安定的な資金調達の確保を図るとともに、収益力の向上による財務基盤の強化に努めます。

事業の拡大と安定化

当社グループの収益は、現在、子育て支援事業に依拠しており、国や自治体の政策等に大きく影響を受けている状況です。当該状況を踏まえ、当社グループでは子育て支援事業以外に保育に関連する周辺事業を中心に収益基盤の拡充に取り組んでおります。具体的には、従来から手掛けている保育所に係るコンサルティング事業、給食受託事業に加えて、習い事教室等の教育事業、保育所の送迎サービス等の子育て支援サービス事業、おむつのサブスク等子育ての負担軽減につながる物販事業への参入・拡大を検討してまいります。

また、新規の保育施設については、安定的な運営が見込みやすい認可保育所を中心とすること及び、認可以外の既存施設についても認可保育所へと転換を進めることで、収益基盤の一層の安定化に努めます。

(5) 経営戦略の現状と見通し

現状の待機児童数の推移及び保育の受皿の拡大ペースに鑑みると、保育の量的な需要拡大が踊り場を迎える可能性があります。質の高い保育、保護者の利便性、教育機能を備えた「選ばれる園」の需要は継続すると想定されます。

このような想定において、2021年11月に『中期経営計画(2024)』を公表いたしました。具体的には、保育の質を高め、おむつのサブスク導入等により利便性向上を図り、習い事教室の展開を進めてまいります。

さらに、マーケティング強化による入所率向上に加えて、新規開設、M&Aによる規模拡大を進めるほか、管理強化を進め収支改善を図る方針です。

(6) 経営者の問題意識と今後の方針について

当社グループの経営陣は、子育て支援事業に対する社会的要請に応えるために、「子ども達の未来のために」保育の質向上に積極的に取り組むことが重要との認識でおります。このため、保育士が成長できる職場作りや処遇改善、保育士の社会的な地位向上等に向け取り組んでまいります。

また、先に掲げた3つの重点テーマの推進により、これまで進めてきた事業基盤拡大を生かし、規模経済の最大化を実現する方針です。

2 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。なお、以下の記載事項は特に断りがない限り、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 少子化や待機児童減少等に伴う園児数の減少

待機児童解消に向けた取組みを目的とした「待機児童解消加速化プラン」が2013年4月に公表されて以降、新規参入を含む多数の事業者が保育所を開設しております。また、2017年6月公表の「子育て安心プラン」に続き、2020年12月には「新子育て安心プラン」が公表され、女性の就業率の向上に対応すべく、2021年度から2024年度末までの4年間で約14万人の保育の受け皿整備を掲げるなど、政府の保育や子育て支援に関する対応は引き続き積極化しており、子育て支援事業に対する社会的要請はますます高まっております。

一方、こうした政府の施策により、2021年4月1日時点での全国の待機児童数は5,634人と4年連続の減少となりました。加えて、依然として子どもの人口は年々減少しており、将来的には想定した園児数の獲得が困難となる可能性があります。

当社グループの収益は主に園児や児童の人数に応じて増減するため、想定した園児数等の獲得ができない場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(2) 国や自治体による方針や関連法規制等の改正等

2000年に認可保育所の運営に株式会社を含む多様な運営主体が認められて以降、子ども・子育て支援制度において、国及び自治体は待機児童解消に向け、様々な支援策を実施しておりますが、今後、国や自治体の方針につき改正等が実施され、補助金の削減や株式会社による保育所の開設が認められなくなる等となった場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

また、当社グループが現在運営する事業に関連する法規制は、児童福祉法、子ども・子育て支援法及び食品衛生法が主なものですが、今後、当社グループが運営する事業に関連する法規制の制定・改廃等が行われた場合、当社グループの事業活動が制約を受け、業績に影響を与える可能性があります。

(3) 認可事業等

当社グループが運営する保育所は、認可保育所や東京都認証保育所などの施設形態に関わらず各施設を所管する自治体宛てに保育所設置の申請を行い、審査を経て、認可等を得た上で運営されております。当社グループが運営する保育所において、過去に認可等の取り消しが発生した事例はなく、本書提出日現在で認可等の取り消しが想定される事象は生じておりませんが、今後、何らかの事由により認可等が取り消された場合や新規施設の認可等が得られないような場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(4) 施設運営に際しての事故等

当社グループは、施設の運営において園児や児童の安全に配慮し、万全の体制で臨んでおり、これまでに業績に大きな影響を与えるような事故等は発生しておりません。しかしながら、万が一施設運営に際して重大な事故等が発生した場合、所管する自治体等から事業の停止命令を受けたり、訴訟の提起や風評被害等により多数の園児の退園や児童の退会が生じたりすることで当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(5) 人材確保

当社グループは運営施設数の増加に伴い、保育士や指導員、スタッフの確保が急務となるため、新卒採用の強化や社内研修体制の整備など、職員の採用強化と長期雇用に向けた諸施策に取り組んでおります。しかしながら、予定した人材の確保に遅れ等が生じた場合、既存施設の運営計画や新規施設の開園計画に遅延等を及ぼす可能性があるため、当社グループの業績にも影響を与える可能性があります。

(6) 食の安全

当社グループは、給与栄養量()の目標を設定し、必要な栄養量が確保できるように献立を作成し各施設にて調理・提供しております。そのため、食品の購入及び検収に留意し、新鮮で栄養価の高い、安全なものを仕入れる方針であります。また、食品衛生法に沿った、厳正な食材管理及び衛生管理を施し、食中毒等の事故の防止に努めております。しかしながら、何らかの原因により食の安全性に重大な問題が生じた場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

()給与栄養量とは、厚生労働省が発表する食事摂取基準に基づく栄養素別の必要量に従い、当社で提供する昼食やおやつにおける必要栄養量を定めたものをいいます。

(7) 感染症の流行

当社グループでは、安全な保育及び育成を提供するため、定期的な消毒の実施等により感染症についても厳重に対応しておりますが、新型インフルエンザやノロウイルス、新型コロナウイルス感染症などの感染症が流行した場合、従事する保育士や指導員、スタッフが多数欠勤することで施設の運営が困難となる可能性があります。その場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(8) 大規模な災害

当社グループは首都圏を中心に子育て支援施設の運営を行っておりますが、地震や火災等の発生により施設の利用者や従業員、施設の建物等が被害を受けた場合には施設の運営が困難となり、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(9) 個人情報保護

当社グループでは、園児や児童及びその保護者の氏名や住所など多くの個人情報を保持しているため、厳重に管理のうえ、慎重に取り扱う体制を整えておりますが、万が一漏洩するようなことがあった場合には、利用者を含め広く社会的な信用を失うこととなります。その結果、多くの園児の退園や児童の退会、施設の新規開設等に影響が出ることにより、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(10) 資金調達及び金利負担

当連結会計年度末の借入金残高は4,532百万円、総資産額に占める比率は25.0%となっております。

当社グループは、保育所の新規開設に関する設備資金等は金融機関からの借入により調達しておりますが、外部借入への依存度が高く、急激な金利の変動や計画どおりの資金調達ができなかった場合、新規開設が制約されるなど当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

また、当社グループはこれまで積極的な新規開設を行ってきたため、新規開設に伴う借入金増加額が、既存施設で獲得したキャッシュ・フローからの借入金返済額を上回り、借入金残高が増加傾向にあります。このため金利が大幅に上昇した場合は、既存借入金の金利負担など当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

なお、当社グループにおいては、運転資金の効率的な調達を行うため複数の取引銀行と当座貸越契約を締結しており、これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は3,955百万円であります。

(11) 固定資産の減損

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位に基づき、施設を基本単位として資産のグルーピングを行っております。運営する施設の業績が著しく悪化し改善の見込みがない場合、あるいは新規開設から一定期間を経過しても業績改善の見込みがない場合は、帳簿価額を回収可能価額まで減額する減損損失を計上します。減損の兆候の認識及び測定に当たっては、慎重に検討しておりますが、事業計画や経営環境等の前提条件の変化により、減損損失の計上が必要となる可能性があります。

(12) 季節変動

当社グループにおける保育所等の新規開設は、4月に開設されるものが大部分となっています。新規開設施設については、第1四半期～第2四半期(10月～3月)に開設準備費用等が先行的に発生する一方で、第3四半期(4月～6月)に補助金収入が多額に計上される傾向にあります。

(13) 新たに保育所等の施設を開設した場合の経営成績に対する影響

新たに保育所等の施設を開設した場合、当社グループの経営成績に対する影響を個々の施設ごとに見ると、一般的な例として以下のような特徴があります。

営業損益・・・開設時には3歳～5歳児等が必ずしも定員を満たさない場合があるため、開設初年度から数年間は営業赤字となることがありますが、児童年齢の持ち上がりとともに年々、改善される傾向にあります。このため、新規開設施設の件数増加や施設規模の大型化は、一時的に営業損益の悪化要因となる傾向があります。

営業外収益・・・新規園開設資金のうち一部(内装工事費等)に対して自治体から補助金が交付された場合、営業外収益の「補助金収入」に計上されます。このため新規開設施設の件数増加や施設規模の大型化は、補助金収入(営業外収益)の増加要因となる傾向があります。

営業外費用・・・新規園開設資金のうち費用処理されたものが営業外費用の「開設準備費用」に計上されます。このため新規開設施設の件数増加や施設規模の大型化は、開設準備費用(営業外費用)を増加させる可能性があります。新規施設の開設準備については計画的に行っておりますが、想定外の費用が発生した場合、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループはこれまで積極的な新規開設を行ってきたため、経営成績における新規開設の影響が大きくなっていましたが、運営施設数に対する新規施設数の割合が減少するに伴い、今後は影響が徐々に緩和されるものと考えています。

自治体からの補助金により固定資産を取得した場合には、税務上、固定資産の取得価額から補助金の額を控除することが認められています(「圧縮記帳」と呼ばれます)。財務会計において圧縮記帳の方法は2つあり、1つは補助金の額を控除した残額を固定資産に計上し、毎期の減価償却費も控除後の額をもとに計上する方法です(「直接減額方式」と呼ばれます)。もう1つは補助金を収益計上し、固定資産は補助金控除前の金額で計上する方法です(「剰余金処分方式」と呼ばれます)。

当社グループは剰余金処分方式を採用しております。剰余金処分方式の場合においても、利益剰余金と税額の計算により、税務上の効果は直接減額方式と同様になります。しかし直接減額方式を採用する場合と比較すると、新たに保育所等を開設した事業年度においては補助金収入が計上されるものの、その後の減価償却費は多額に計上されることとなります。当社グループでは保育所等の減価償却費を売上原価に計上し、補助金収入を営業外収益に計上しているため、新規開設の影響が大きかった2014年9月期までは、減価償却費の負担等により営業損失を計上し、営業外収益の補助金収入等により経常利益を計上しておりました。

2015年9月期からは、既存保育所等の増加を含め収益基盤が安定したことにより、営業利益を計上しております。

株式移転前の実質的な統括会社であった株式会社グローバルキッズ連結及び当社連結の営業利益、補助金収入(営業外収益)、経常利益は以下のように推移しています。

決算年月		2016年9月	2017年9月	2018年9月	2019年9月	2020年9月	2021年9月
営業利益	(百万円)	340	407	337	173	477	576
補助金収入	(百万円)	2,143	1,586	2,006	2,065	606	761
経常利益	(百万円)	2,000	1,477	1,917	1,786	916	1,148

(14)投資に関するリスク

中長期的な観点から、事業戦略、取引関係の維持・強化、円滑化を通じて、当社の企業価値の増大に資すると認められる株式について保有する場合があります。その実施にあたっては、事前に対象企業の財務内容やリスクを検討したうえで決定しておりますが、実施後の事業環境の変化等により、当初想定していた成果が得られないと判断された場合には、のれん等の無形固定資産や投資有価証券等の減損損失を認識することにより、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(15) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化に関するリスク

当社グループは、企業価値の向上を意識した経営の推進を図るとともに、当社グループの業績向上に対する役職員の意欲を高めることを目的として、ストックオプション(新株予約権)を発行しております。2021年9月末現在、新株予約権による潜在株式総数904,000株であり、発行済株式総数9,328,511株の9.7%に相当します。今後これらの新株予約権が行使された場合には、当社の1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の概要は次のとおりであります。

経営成績

わが国では、少子高齢化が進行し労働人口の減少への対処が喫緊の課題となっており、経済の活力の担い手と期待される女性の社会進出や活躍推進を支えるインフラとして、子育て事業者の重要性は年々増しております。

待機児童の解消に向け、政府・自治体は保育の受け皿拡大を目的に保育士確保や保育所整備の施策を講じております。具体的には、2019年10月には幼児教育・保育無償化が開始され、2020年12月には政府が「新子育て安心プラン」を公表し、2021年度から2024年度末までの4年間に保育の受け皿を新たに約14万人分確保する目標を打ち出しました。

こうした政府の取り組みにより、待機児童数は減少傾向にありますが、政府が掲げる待機児童数ゼロからは乖離している状態となっております。「新子育て安心プラン」による保育の受け皿確保に向けて、保育所の新設に対する需要は一定程度続くと見込まれます。

また、政府は子どもに関する政策を一元化し、Children Firstを掲げる「こども庁」創設を目指しております。「こども庁」設置を契機とし、子育て関連支出の対GDP比を欧州並みの3%台半ばへの引き上げや保育士の処遇改善・社会的地位向上を図るなど、国を挙げた子どもを中心に据えた政策重視の姿勢はより強まっております。

こうした状況のもと、当社グループは東京都、神奈川県及び千葉県において、新規施設の開発を進め、当連結会計年度に以下のとおり認可保育所10施設を開設しております。

この結果、当社グループは当連結会計年度末時点で認可保育所135施設（東京都98施設、神奈川県27施設、千葉県4施設、埼玉県1施設、大阪府5施設）、認証保育所・認定こども園等保育施設22施設、企業主導型保育所11施設、学童クラブ・児童館12施設、児童発達支援事業所4施設の計184施設を営んでおります。

(認可保育所)

東京都

グローバルキッズ池上園
グローバルキッズ蒲田第二保育園
グローバルキッズ馬込園
グローバルキッズ森下五丁目園
グローバルキッズ平野園
グローバルキッズ志茂第二保育園
グローバルキッズ立会川園

神奈川県

グローバルキッズ三ツ境園
グローバルキッズ日吉五丁目園

千葉県

グローバルキッズ浦安園

上記の結果、当連結会計年度は、売上高23,529百万円(前期比6.2%増)、営業利益576百万円(同20.6%増)、経常利益1,148百万円(同25.3%増)、親会社株主に帰属する当期純利益481百万円(同10.0%増)となりました。

なお、当連結会計年度は当社グループの目標とする経営指標である『中期経営計画「2022」』の2期目に当たり、2021年9月期の計画値である売上高24,500百万円、営業利益700百万円と比較した達成率は売上高96.0%、営業利益82.3%となりました。

キャッシュ・フロー

当連結会計年度における現金及び現金同等物(以下「資金」)は、営業活動による資金の増加1,235百万円、投資活動による資金の減少907百万円、財務活動による資金の減少816百万円により488百万円減少し、1,327百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

税金等調整前当期純利益の計上815百万円、退職給付に係る負債の増加107百万円、賞与引当金の増加31百万円、その他の営業活動による資金の収入143百万円等により、1,235百万円の資金の増加となりました。

また、前連結会計年度と比較して獲得した資金が764百万円減少しております。これは、税金等調整前当期純利益が41百万円、前払費用の増加額が133百万円それぞれ増加した一方で、未収入金が505百万円増加したことに加えて、法人税等の支払額が425百万円増加したことが主因です。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

有形固定資産の取得による支出785百万円、敷金及び保証金の差入による支出136百万円等により、907百万円の減少となりました。

また、前連結会計年度と比較して資金の支出が136百万円減少しております。これは、有形固定資産の取得による支出が82百万円、無形固定資産の取得による支出が71百万円それぞれ減少したことが主因です。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

長期借入れによる収入90百万円があった一方で、長期借入金の返済による支出904百万円があり、816百万円の資金の減少となりました。

また、前連結会計年度と比較して資金の支出が197百万円増加しております。これは、長期借入金の返済による支出が166百万円減少した一方で、長期借入れによる収入が388百万円減少したことが主因です。

(2) 生産、受注及び売上の実績

生産実績

当社グループは生産活動を行っていないため、該当事項はありません。

受注実績

当社グループは受注生産を行っていないため、該当事項はありません。

売上実績

当連結会計年度(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)の売上実績を示すと、次のとおりであります。なお、当社グループは子育て支援事業の単一セグメントであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	前年同期比(%)
子育て支援事業(百万円)	23,529	6.2

- (注) 1. 上記の金額には消費税は、含まれておりません。
2. 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該売上実績の総売上実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)		当連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
横浜市	3,049	13.8	3,320	14.1

3. 上記は、子育て支援事業における同市からの運営に関する補助金収入で、売上計上しております。上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

- (3) 経営者の視点による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析
文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたっては、損益又は、資産の状況に影響を与える見積りの判断は、一定の会計基準の範囲の中において、過去の実績や判断時点で入手可能な情報に基づき合理的に行っておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響の過程に関する情報は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (追加情報)」に記載のとおりです。

(固定資産の減損処理)

当社グループは、固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。減損兆候の把握、減損損失の認識及び測定にあたっては決算時点で入手可能な情報等に基づき慎重に検討しておりますが、事業計画や市場環境の変化により、その見積り額の前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、減損処理が必要となる可能性があります。

(投資有価証券の減損)

当社グループは、投資有価証券のうち、取得価額に比べ実質価額が著しく下落したものにつきましては、回復可能性があると思われる場合を除き、減損処理を行っております。時価のある有価証券につきましては、期末日の時価が取得原価に対し50%以上下落した場合には、回復可能性はないものと判断し減損処理を行い、30%以上50%未満の下落の場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。時価のない有価証券につきましては、実質価額が取得価額に対して50%程度以上下回った場合には「著しく下落した」とし、回復可能性が十分な根拠により裏付けられる場合を除き減損処理を行っております。

将来の時価の下落または投資先の業績不振や財政状態の悪化により、現状の帳簿価額に反映されていない損失又は帳簿価額の回収不能が生じ、減損処理が必要となる可能性があります。

(繰延税金資産の回収可能性)

当社グループは、繰延税金資産について将来の課税所得を合理的に見積り、回収可能性を十分に検討し回収可

能見込額を計上しております。しかし、繰延税金資産の回収可能見込額に変動が生じた場合には、繰延税金資産の取崩し又は追加計上により利益が変動する可能性があります。

財政状態の分析

(資産)

当連結会計年度末の総資産は、前連結会計年度末と比較して450百万円減少し18,110百万円となりました。

流動資産は、前連結会計年度末と比較して63百万円減少し4,130百万円となりました。これは、未収入金及び前払費用がそれぞれ370百万円、55百万円増加した一方で、現金及び預金が488百万円減少したことが主因です。

固定資産は、前連結会計年度末と比較して387百万円減少し13,979百万円となりました。これは、保育所の新規開設により建物及び構築物や機械装置等を新規取得した一方で、減損損失及び減価償却により有形固定資産が306百万円減少したことが主因です。

(負債)

当連結会計年度末の総負債は、前連結会計年度末と比較して962百万円減少し9,452百万円となりました。

流動負債は、前連結会計年度末と比較して254百万円減少し3,212百万円となりました。これは、未払法人税等が193百万円減少したほか、前受金が41百万円減少したことが主因です。

固定負債は、前連結会計年度末と比較して707百万円減少し6,239百万円となりました。主な要因は、長期借入金776百万円減少したためです。

なお、総有利子負債は前連結会計年度と比べて814百万円減少しております。

(純資産)

当連結会計年度末の純資産は、前連結会計年度末と比較して511百万円増加し8,658百万円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益の計上により利益剰余金が481百万円増加したことが要因です。

経営成績の分析

(売上高)

売上高は、前連結会計年度に比べ6.2%増収の23,529百万円となりました。これは、当連結会計年度において、新型コロナウイルス感染症の影響で0～1歳児を中心とした入園先送りにより入所率が一時的に低下したものの徐々に回復したことに加え、事業基盤拡大戦略による東京都を中心とした認可保育所10施設の新規開設に加えて、主に開園後2～3年後の比較的新しい保育所の入所率上昇に伴う在籍園児数の増加が主因です。

(売上原価)

売上原価は前連結会計年度に比べ6.5%増の20,654百万円となりました。これは採用コストが減少した一方で、運営施設数増加に伴い施設家賃等の施設運営費や人件費が膨らんだことによります。加えて、前連結会計年度は新型コロナウイルス感染症による登園自粛に伴い登園率が低下し一時的に運営コストが低下した反動で、売上原価率は前連結会計年度の87.5%から当連結会計年度の87.8%となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

当連結会計年度の販売費及び一般管理費は、前連結会計年度に比べ0.1%増の2,298百万円となりました。本部職員の人件費が増加した一方、社内イベントや研修、会議のオンライン化の定着により会議費や旅費交通費が低減した上に採用効率化の推進が寄与し、販管費率は前連結会計年度の10.4%から当連結会計年度は9.8%へ減少いたしました。営業利益については、売上高が増加し販管費率が低下したため前連結会計年度に比べ20.6%増益の576百万円となり、営業利益率は、前連結会計年度の2.2%から当連結会計年度は2.4%へ改善いたしました。

(営業外損益と経常利益)

当連結会計年度の営業外収益は、前連結会計年度に比べ30.8%増の805百万円、営業外費用は前連結会計年度に比べ31.6%増の233百万円となりました。営業外収益の増加した要因は、新規開設した認可保育所が前連結会計年度の7施設から10施設に増加したことで、開設に伴う補助金収入が増加したことによるものです。一方、営業外費用の増加は、新規開設数の増加に伴い開設準備費用が増加したことが主因です。

営業利益の増加に加え、営業外収支が改善したことで経常利益は前連結会計年度に比べ25.3%増の1,148百万円となりました。

(親会社株主に帰属する当期純利益)

税金等調整前当期純利益は前連結会計年度に比べ5.4%増の815百万円となりました。これは前連結会計年度に事業譲渡益を計上した反動により特別利益が減少したほか、特別損失として施設の固定資産に係る減損損失や投資有価証券評価損を計上したためです。法人税等333百万円を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は前連結会計年度に比べ10.0%増の481百万円となりました。

資本の財源及び資金の流動性についての分析

イ．キャッシュ・フローの状況の分析

当社グループのキャッシュ・フローの状況の分析については、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フロー」をご参照下さい。

なお、今後の資金需要のうち主なものは、子育て支援施設等の設備投資、施設の運営費の支払いによるものであります。

ロ．財政政策

当社グループは、運転資金及び設備資金につきましては、内部資金または借入により資金調達することとしております。保育所の新規開設ペースは従来に比べ抑制するものの、保育園の開設に伴う設備投資が重要であり、これらの資金需要は内部資金又は長期借入により調達しております。

2021年9月30日現在、長期借入金の残高は4,532百万円であります。また、当連結会計年度末において、複数の金融機関との間で合計3,955百万円の当座貸越契約を締結しております(借入実行残高0百万円、借入未実行残高3,955百万円)。

4 【経営上の重要な契約等】

(事業譲渡)

当社は、2021年11月12日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社グローバルキッズが運営する企業主導型保育事業を株式会社tenへ譲渡することを決議し、同日付けで事業譲渡契約を締結しました。

(1)譲渡先企業の名称

株式会社ten

(2)譲渡した事業の内容

企業主導型保育事業

(3)事業譲渡の理由

当社グループでは、2018年6月より企業主導型保育事業に参入し、現在11施設を運営しております。一方で、当社グループの運営施設数は、合計184施設であり、うち大半の135施設が認可保育所であります。

今後、保育サービスの量的な需要が踊り場を迎えても、質の高い保育、保護者の利便性、教育機能を備えた「選ばれる園」の需要は継続すると想定されます。当該事業を譲渡することにより、運営施設数が多くノウハウが豊富な認可保育所に経営資源を集中させ、より「選ばれる園」を目指してまいります。

今回譲渡する企業主導型保育事業については、運営及び社会的活用の実績が豊富な株式会社tenに譲渡することで、企業主導型保育事業ならではのより柔軟な運営及びより多様な保育サービスの提供が可能となると考えております。

(4)譲渡の時期

2022年3月31日(予定)

(5)譲渡価額

公的事业であることを踏まえ当事者間の合意により非開示としております。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度中の設備投資については、2021年4月開園の施設への設備投資が主となり、総額827百万円の投資を実施しました。なお、有形固定資産の他、無形固定資産への投資も含めて記載しております。

2 【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

当連結会計年度の重要な設備の取得及び除売却はありません。

(2) 国内子会社

2021年9月30日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額			従業員数 (人)
				建物及び 構築物 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	
(株)グローバルキッズ	保育施設130園 (東京都)	子育て支援 事業	保育施設内 事業用設備	8,383	266	8,650	2,142 (532)
	保育施設30園 (神奈川県)	子育て支援 事業	保育施設内 事業用設備	1,191	61	1,253	489 (178)
	保育施設11園 (その他)	子育て支援 事業	保育施設内 事業用設備	639	18	150	200 (43)

(注) 1. 上記金額には消費税等及び建設仮勘定は含まれておりません。

2. 従業員数の()は、臨時雇用者数を外書しております。

(3) 在外子会社

該当事項はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの主な設備投資は子育て支援事業における施設内の内装工事等であり、当連結会計年度末現在における重要な設備の新設計画は次のとおりであります。

なお、当連結会計年度末現在において認可等の内定を得られた施設のみ開示しております。

(1) 重要な設備の新設

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び 完了予定年月		完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
(株)グロー バルキッズ	保育施設5園 (東京都)	子育て支援 事業	保育施設 内事業用 設備	555	34	自己資金及 び借入金	2020年 10月	2022年 3月	受入定員 約464名
	保育施設1園 (神奈川県)	子育て支援 事業	保育施設 内事業用 設備	171	17	自己資金及 び借入金	2021年 5月	2022年 3月	受入定員 約60名

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 重要な設備の改修

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	20,000,000
計	20,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2021年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2021年12月22日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	9,328,511	9,328,511	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	9,328,511	9,328,511		

(注) 「提出日現在発行数」欄には、2021年12月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	第1回新株予約権 2015年9月28日	第2回新株予約権 2015年9月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 5 当社監査役 3 当社従業員 4 子会社従業員 99	子会社従業員 39
新株予約権の数(個)	8,500(注)1	650(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 99,000(注)1、7	普通株式 5,000(注)1、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	25(注)2、7	25(注)2、7
新株予約権の行使期間	自 2017年3月20日 至 2025年3月18日	自 2017年7月22日 至 2025年3月18日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 25(注)7 資本組入額 12.5(注)7	発行価格 25(注)7 資本組入額 12.5(注)7
新株予約権の行使の条件	(注)3	
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	

当事業年度の末日(2021年9月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年11月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1株とする。ただし、当社が株式の分割等により行使価額の調整を行った場合、次の算式により調整するものとする。調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{1株当たり調整前行使価額}}{\text{1株当たり調整後行使価額}}$$

2. 当社が株式の分割、他社と合併、株式交換、株式移転、会社分割、資本の減少、もしくは株式の併合のために行使価額の調整を必要とする場合、次の算式により調整するものとする。行使価額調整式の計算については円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切り上げる。行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその前日、株主割当日がない場合は調整後の行使価額を適用する日の前日における当社の発行済株式総数より自己株式数を控除した株式数とする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

本新株予約権者は、権利行使時においても当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員、その他これに準ずる地位にある者とする。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合で、当社の取締役会の承認を受けたときはこの限りでない。

本新株予約権者が禁固以上の刑に処せられた場合等、本新株予約権者に本新株予約権を行使させることが適当でないと合理的に認められる場合には、本新株予約権の行使を認めないものとする。

本新株予約権者が書面により本新株予約権を放棄する旨を申し出た場合には、以後本新株予約権の行使を認めないものとする。

本新株予約権者が死亡した場合、相続人に本新株予約権の行使を認めないものとする。

下記「6. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」に定める取得事由が発生していない場合に限り、新株予約権を行使することができる。

本新株予約権者が差押、仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売の申立を受け、または公租公課の滞納処分を受けた場合、本新株予約権の行使を認めないものとする。

本新株予約権者が支払停止または支払不能となった場合、あるいは振り出し・保証もしくは引き受けた手形・小切手が不渡りとなった場合、本新株予約権の行使を認めないものとする。

4. 本新株予約権者は、本新株予約権の譲渡、質入、担保権の設定その他の処分をすることができない。

5. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、新株予約権は消滅し、再編対象会社が新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (2) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為時点の比率に応じて調整を行った数とする。ただし、調整により生ずる1株未満の端数はこれを切り捨てる。
 - (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為時点の比率に応じて調整を行った価額とする。ただし、調整により生ずる1株未満の端数はこれを切り捨てる。
 - (4) 新株予約権を行使できる期間
第1回、第2回及び第3回新株予約権割当契約書に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、第1回新株予約権割当契約書に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
6. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
- 本新株予約権者が第1回、第2回及び第3回新株予約権の要項に違反した場合、当社はすべての新株予約権を無償で取得することができる。
- 本新株予約権者が本新株予約権の行使をする前に、行使の条件を充たさないため行使が認められなくなった場合、当社はすべての新株予約権を無償で取得することができる。
- 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が株主総会で承認された場合、当社はすべての新株予約権を無償で取得することができる。
- 当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転承認の議案が株主総会で承認された場合、当社はすべての新株予約権を無償で取得することができる。
- 本新株予約権者が本新株予約権の全部または一部を放棄した場合、当社はすべての新株予約権を無償で取得することができる。
7. 2015年12月18日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。そのため、新株予約権1個当たりの新株予約権の目的となる株式数は20株となります。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は調整後の内容となっております。

)

決議年月日	第4回有償新株予約権 2017年12月19日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4 当社監査役 2 当社子会社の取締役 1 当社子会社の従業員 49
新株予約権の数(個)	8,000(注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 800,000(注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,841(注) 3
新株予約権の行使期間	自 2021年1月1日 至 2024年12月31日(注) 4
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,865 資本組入額 932.5(注) 5
新株予約権の行使の条件	(注) 6
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 7
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 8

当事業年度の末日(2021年9月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年11月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株とする。

2. 当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 本新株予約権を行使することができる期間(以下、「行使期間」という。)は、2021年1月1日から2024年12月31日までとする。

5. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

7. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は2020年9月期乃至2022年9月期の事業年度のEBITDA(営業利益に、減価償却費及びのれん償却費を加算したものの(以下、「EBITDA」という。))が下記の各号に掲げる条件を充たした場合、当該EBITDAを達成した期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち当該各号に掲げる割合(以下、「行使可能割合」という。)を限度として行使することができる。行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とする。

2020年9月期のEBITDAが1,500百万円を超過した場合：行使可能割合 全体の25%

2021年9月期のEBITDAが1,750百万円を超過した場合：行使可能割合 全体の50%

2022年9月期のEBITDAが2,100百万円を超過した場合：行使可能割合 100%

なお、上記EBITDAの判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書)における営業利益、並びに連結キャッシュ・フロー計算書(連結キャッシュ・フロー計算書を作成していない場合、キャッシュ・フロー計算書)における減価償却費及びのれん償却費をそれぞれ参照するものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

(2) 上記(1)に拘わらず、新株予約権者は2018年9月期のEBITDAが800百万円を下回った場合、本新株予約権を行使することができない。

(3) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(4) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

(5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(6) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

8. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記2. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記8.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記4. に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記4. に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記5. に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記7. に準じて決定する。

(9) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2015年10月1日 (注) 1	345,928	345,928	100	100	1,368	1,368
2015年12月18日 (注) 2	6,572,632	6,918,560		100		1,368
2016年3月17日 (注) 3	1,250,000	8,168,560	1,150	1,250	1,150	2,518
2017年3月1日～ 2017年9月30日 (注) 4	526,800	8,695,360	6	1,256	6	2,524
2018年1月16日 (注) 5	6,711	8,702,071	6	1,263	6	2,531
2017年10月1日～ 2018年9月30日 (注) 4	403,000	9,105,071	5	1,267	5	2,536
2019年1月16日 (注) 6	13,987	9,119,058	6	1,274	6	2,542
2018年10月1日～ 2019年9月30日 (注) 4	51,000	9,170,058	0	1,275	0	2,543
2020年1月16日 (注) 7	8,822	9,178,880	3	1,278	3	2,546
2019年10月1日～ 2020年9月30日 (注) 4	51,000	9,229,880	0	1,278	0	2,547
2021年1月15日 (注) 8	17,631	9,247,511	8	1,287	8	2,555
2020年10月1日～ 2021年9月30日 (注) 4	81,000	9,328,511	1	1,288	1	2,556

(注) 1. 当社は2015年10月1日に株式移転により株式会社グローバルキッズ及び株式会社ろくの完全親会社として設立されております。

2. 2015年12月18日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行ったことによる増加であります。

3. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 2,000円

引受価額 1,840円

資本組入額 920円

払込金総額 2,300百万円

4. 新株予約権の行使による増加であります。

5. 譲渡制限付株式報酬としての有償第三者割当

募集株式の払込金額 1株につき1,841円

払込金額の総額 12,354,951円

資本組入額 1株につき920.5円

出資の履行方法 金銭報酬債権の現物出資による

増加する資本金及び資本準備金 資本金 6,177,476円

資本準備金 6,177,475円

譲渡制限期間

2018年1月16日～2019年1月15日

株式の割当の対象者及び人数

並びに割り当てる株式の数

当社取締役 2名 2,611株

当社子会社取締役、執行役員及び従業員 8名 4,100株

6. 譲渡制限付株式報酬としての有償第三者割当

募集株式の払込金額	1株につき957円		
払込金額の総額	13,385,559円		
資本組入額	1株につき478.5円		
出資の履行方法	金銭報酬債権の現物出資による		
増加する資本金及び資本準備金	資本金 6,692,780円 資本準備金 6,692,779円		
譲渡制限期間	2019年1月16日～2020年1月15日		
株式の割当の対象者及び人数			
並びに割り当てる株式の数	当社取締役	2名	4,582株
	当社子会社従業員	9名	9,405株

7. 譲渡制限付株式報酬としての有償第三者割当

募集株式の払込金額	1株につき726円		
払込金額の総額	6,404,772円		
資本組入額	1株につき363円		
出資の履行方法	金銭報酬債権の現物出資による		
増加する資本金及び資本準備金	資本金 3,202,386円 資本準備金 3,202,336円		
譲渡制限期間	2020年1月16日～2021年1月15日		
株式の割当の対象者及び人数			
並びに割り当てる株式の数	当社取締役	2名	3,310株
	当社子会社従業員	8名	5,512株

8. 譲渡制限付株式報酬としての有償第三者割当

募集株式の払込金額	1株につき981円		
払込金額の総額	17,296,011円		
資本組入額	1株につき491円		
出資の履行方法	金銭報酬債権の現物出資による		
増加する資本金及び資本準備金	資本金 8,648,006円 資本準備金 8,648,005円		
譲渡制限期間	2021年1月15日～2022年1月14日		
株式の割当の対象者及び人数			
並びに割り当てる株式の数	当社取締役	4名	10,259株
	当社子会社従業員	6名	7,372株

9. 2021年10月1日から2021年11月30日までの間に、新株予約権の行使はありません。

(5) 【所有者別状況】

2021年9月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	0	10	21	29	24	12	2,020	2,116	
所有株式数(単元)	0	9,574	2,364	41,233	2,671	64	37,356	93,262	2,311
所有株式数の割合(%)	0	10.27	2.53	44.21	2.86	0.07	40.05	100	

(注) 自己株式6,797株は「個人その他」に67単元、「単元未満株式の状況」に97株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2021年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社なかや	東京都中央区月島1丁目15番10-505号	3,929	42.15
中正雄一	東京都中央区	1,068	11.47
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	460	4.93
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	384	4.13
宇田川三郎	東京都板橋区	272	2.92
久芳敬裕	東京都国分寺市	252	2.70
田浦秀一	千葉県大網白里市	222	2.39
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任代理人株式会社三菱UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	168	1.81
生川雅也	東京都中央区	161	1.74
グローバルグループ従業員持株会	東京都千代田区富士見2丁目14番36号	139	1.50
計		7,059	75.73

(注) 2021年9月30日現在における日本マスタートラスト信託銀行株式会社及びBNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)の信託業務に係る株式数については、当社として把握することができないため記載しておりません。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2021年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 6,700		
完全議決権株式(その他)	普通株式 9,319,500	93,195	
単元未満株式	普通株式 2,311		
発行済株式総数	9,328,511		
総株主の議決権		93,195	

【自己株式等】

2021年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
株式会社グローバルキッズCOMPANY	東京都千代田区富士見 二丁目14番36号	6,700		6,700	0.07
計		6,700		6,700	0.07

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第13号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
当事業年度における取得自己株式	5,725	
当期間における取得自己株式	62	0

- (注) 1. 当事業年度における取得自己株式は、譲渡制限付株式の無償取得によるものです。
 2. 当期間における取得自己株式は、単元未満株式の買取り請求によるものです。
 3. 当期間における保有自己株式数には、2021年12月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡による株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他 (単元未満株式の売渡請求による売渡)				
保有自己株式数	6,797		6,859	

- (注) 1. 当期間における処理自己株式には、2021年12月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の売渡による株式は含まれておりません。
 2. 当期間における保有自己株式数には、2021年12月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡による株式は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、配当政策の基本方針として、設備投資の見通しや財務体質及び収益の状況等を勘案したうえで、安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針であります。

内部留保資金につきましては、さらなる事業の拡大に向け、新規施設開設などの設備投資等の原資として有効に活用していく予定であります。

剰余金の配当を行う場合、期末配当の年1回を基本とし、株主総会にて決議いたします。なお、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当をすることができる旨を定款に定めており、業績動向を確認しながらその実施につき検討してまいります。

当社は、過去において事業拡大に向けた積極的な設備投資や財務体質の強化等を優先し、配当を実施した実績はありませんが、2020年9月期よりフリーキャッシュフローがプラス転換する等、財務基盤の健全化が進展したことを受け、翌期の配当につきましては普通配当として1株当たり期末配当金25円を予定しております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、その公共性の高い事業に鑑み、当社を取り巻くすべてのステークホルダー(園児、保護者、社員、自治体、株主、取引先、地域住民等)から信頼されること、また、透明性及び公正性、健全性が高い事業運営を行うことを前提としながら、企業価値の最大化に取り組むことが重要な経営方針であると考えます。こうした考え方にに基づき、規律や法令遵守の徹底、迅速かつ適切な経営判断・業務執行等を通じてコーポレート・ガバナンスの継続的な強化に努めております。

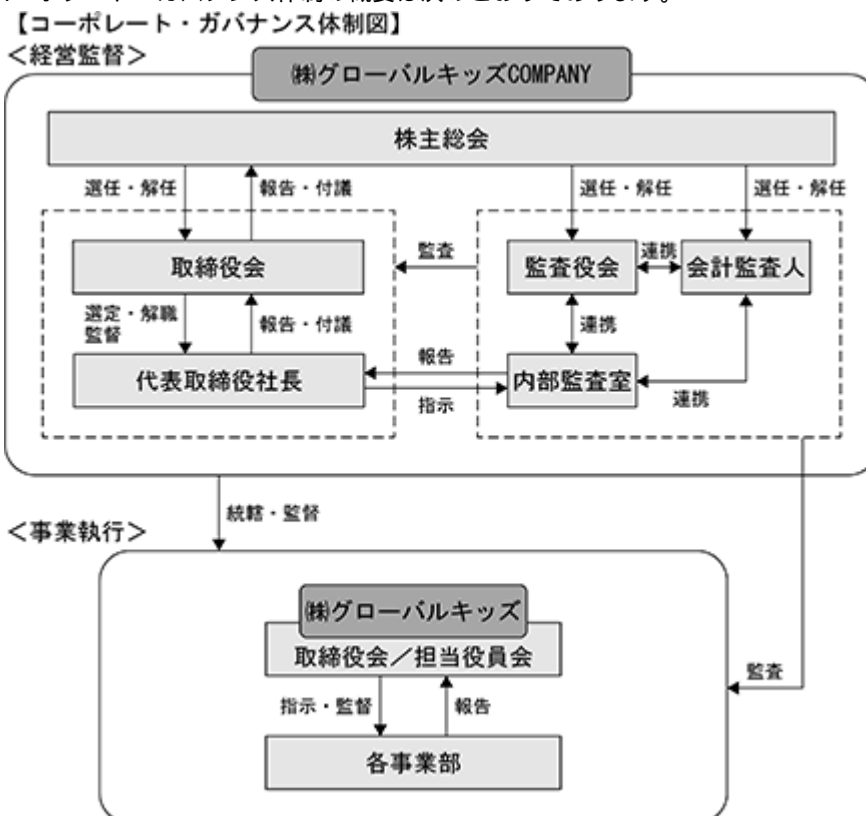
企業統治の体制の概要とその体制を採用する理由

イ．企業統治の体制の概要

本書提出日現在、当社の取締役会は取締役8名(うち社外取締役3名)で構成されており、代表取締役が議長となり、毎月の定例取締役会のほか必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、法令で定められた事項のほか、経営に係る重要事項について、審議・決定するとともに、取締役の業務執行状況を監督しております。なお、取締役会の構成員につきましては、「(2) 役員状況 役員一覧」に記載のとおりであります。

当社は、監査役会設置会社であります。本書提出日現在、監査役会は監査役3名(うち社外監査役3名)で構成されており、常勤監査役が議長となり、毎月1回の定例監査役会のほか、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。監査役は、取締役会、子会社の担当役員会等の重要な会議等への出席、取締役等からの事業の報告の聴取、重要な決議書類等の閲覧、業務及び財産の状況の調査、内部監査部門との連携等により厳正な監査を実施し、経営への監視機能を果たしております。なお、監査役会の構成員につきましては、「(2) 役員状況 役員一覧」に記載のとおりであります。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要は次のとおりであります。



ロ．企業統治の体制を採用する理由

当社は社外監査役を含めた監査を実施しており、経営の監視機能に関しましては十分に機能する体制が整っていると考えております。また、社外取締役3名及び社外監査役3名を独立役員として指名し、経営監視機能の客観性及び中立性を確保しております。

企業統治に関するその他の事項

イ．内部統制システムの整備の状況

当社取締役会は、当社の理念を実現するために次の通り内部統制システムの基本方針を定め、業務の適正を確保するための体制を整備しております。

1．当社並びに当社子会社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1)取締役及び経営幹部の職務執行の適正性

「取締役会規程」及び執行機関である当社子会社の「担当役員会規程」に基づき、会議体において各取締役や経営幹部の職務執行状況について報告がなされ相互に確認・検証ができる体制を整備しております。

(2)全役職員のコンプライアンス

当社行動規範および「コンプライアンス管理規程」等を中心にコンプライアンスの周知徹底や継続的な研修・ハンドブックの活用等により、全役職員が法令及び定款・諸規程をはじめ社会におけるルールを遵守するよう取り組んでおります。

(3)内部通報制度

法令や定款・諸規程に違反する行為を発見した際の内部通報制度を整備・運用し、不祥事の未然防止及び迅速な対応を図ります。当該制度は、当社から独立した機関に通報先を設置することで、通報者のプライバシーを保護し、不利益な取扱いを行わないことを明示し、その有効性を確保しております。

(4)反社会的勢力の排除

当社並びに当社子会社は市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、さらに反社会的勢力及び団体からの要求を断固拒否し、これらと関係のある企業・団体・個人とはいかなる場合においても取引を行わず金銭その他の経済的利益を提供しません。また、警察・弁護士等の外部専門機関とも連携を取り毅然として対応します。反社会的勢力の排除に関しては「反社会的勢力対策規程」を定め、運用を遵守するよう徹底しております。

(5)内部監査

内部監査室による本部監査、現場往査を通して全役職員が認識と知識を深め改善活動に取り組みコンプライアンス強化を図ります。

2．財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法等の適用のある法令に基づき、信頼できる財務報告の観点から業務プロセスの整備と改善を行い、財務報告に係る内部統制評価を実施することにより継続的に適正な体制を確保しております。

3．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

法令及び「文書管理規程」等の社内規程に基づき、取締役の職務の執行に係る情報（株主総会議事録・取締役会議事録・担当役員会議事録・経営会議議事録・稟議書・契約書等）を保存・管理し、取締役、監査役及び内部監査室が随時閲覧できる体制を確保しております。

4．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1)当社並びに当社子会社の業務執行に係るリスクに関して、予見されるリスクの分析と識別を行った上で当社グループ全体のリスクを網羅的・包括的に管理しております。

(2)取締役会及びその他の会議体において重要事項を慎重に審議することで事業リスクの排除・軽減を図ります。

(3)「個人情報管理規程」を遵守し、個人情報の紛失・漏洩・改ざんを未然に防ぐ体制を整備・運用しております。

(4)内部監査室の内部監査によりリスクの早期発見、早期解決を図ります。

(5)当社並びに当社子会社の経営に影響を与えるようなリスクが顕在化し重大な影響を及ぼす危険性が高まったと判断される場合、各部署の長は速やかに担当役員もしくは代表取締役及び監査役にその内容を報告し、危機の状況によって緊急対策本部を設置して対応策を講じることとしております。

(6)「リスクマネジメント基本規程」において、リスクマネジメントに関わる基本的事項及び危機管理に関する事項を定め組織のリスク管理体制の強化を図ります。

5. 取締役の職務執行の効率性を確保するための体制

- (1) 取締役の職務の効率性を確保するため、「職務権限規程」において、それぞれの責任と権限の所在を明確に定めております。
- (2) 当社並びに当社子会社の中期経営計画及び年度予算を策定し、それらに沿った施策等の進捗状況を定期的に検証し、その結果を業務執行部門にフィードバックしております。
- (3) 取締役会は必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要議案については当社子会社の担当役員会及びその他の会議体において事前に十分に審議した上で取締役会に上程することにより、取締役の迅速かつ適正な意思決定を促進しております。
- (4) 各種会議体への起案から意思決定までのスケジュールを明確にし、経営スピードを速めることを図ります。

6. 当社並びに当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社子会社の経営等に関する重要事項については、当社の取締役会及び当社子会社の取締役会および担当役員会において審議・決定することを通じて業務の適正を確保しております。

7. 内部監査に係る体制

内部監査室は、当社並びに当社子会社の内部監査を実施し、その結果と必要に応じ改善の必要性を代表取締役へ報告しております。

8. 監査役に係る体制

監査役が十分な活動を行うために以下の体制を確保しております。

- (1) 監査役を補助すべき従業員（補助人）の取締役からの独立性に関する事項並びに当該補助人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役に補助人を配置しております。

補助人の選任については、監査役からの指名又は助言を受けて決定します。

補助人として選任を受けた従業員は、監査役補助業務に関しては監査役の指揮命令のみに服するものとし、取締役及び他の業務執行組織の指揮命令は受けないものとしております。

補助人の人事異動及び考課については、監査役の同意を得ることとしております。

- (2) 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社並びに当社子会社の取締役及び従業員は、会社に著しい影響を及ぼす事実について、監査役に速やかに報告することとしております。

当社並びに当社子会社の取締役及び従業員が前項の報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを受けないように徹底しております。

常勤監査役は、取締役会のほか当社子会社の担当役員会に出席するとともに、その他の重要な会議についても適宜出席しております。

- (3) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、適宜、監査役との意見交換を行っております。

監査役は必要に応じて、社外の弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができます。

監査役は必要に応じて、社外の弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができます。監査役は必要に応じて、社外の弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができます。監査役の職務の執行について生じる費用等の前払い又は弁済等の請求があった場合には、当該請求に係る費用が監査役職務の執行に必要なものと明らかに認められる場合を除き、所定の手続きに従いこれに応じております。

ロ. リスク管理体制の整備の状況

当社グループでは、事業運営上のリスクの事項については、当社の重要な子会社の「リスクマネジメント基本規程」に則り、子会社の総務担当役員を委員長、個別リスクを主管する各部門の長を委員として構成するリスクマネジメント委員会において、リスク洗出しや評価、対策度合のモニタリング等、リスクを管理する体制をとっております。リスクが顕在化し具体的な対応を要する事案については、内規に則り当該事案の影響度や緊急度に応じて総務担当役員、代表取締役、担当役員会にて対応方針を決定し、これに準じて個別リスク所管部門、リスクマネジメント委員会、緊急対策本部が対応することとしております。重要度が高いと判断されたものについては、取締役会に報告するとともに、再発防止委員会を設置するなどして業務や体制の見直しを図ることとしております。

また、事業特性上、コンプライアンス意識の徹底が重要となることから、コンプライアンス管理規程に則り、代表取締役社長をコンプライアンス最高責任者とし、その下にコンプライアンス統括責任者・推進責任者を、また最高責任者の諮問機関としてコンプライアンス委員会を置いて、コンプライアンスの徹底に努めてお

ります。役職員に対しては、各種通達や連絡会議、ガイドブック等において、適宜、事例等を活用しながらコンプライアンス意識の向上に努めるなど、法令等の遵守や高い倫理観を周知徹底する取り組みを行っております。

なお、利用者に係る情報等、事業運営上、多くの個人情報を取り扱うため、情報資産の保護に万全を尽くすとともに、情報システムの有効性、効率性、機密性等の確保を図っております。

ハ．子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社は、グループ企業理念及び行動規範に基づき、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努めております。

当社は、当社子会社の事業方針、事業計画、営業成績、財務状況、決算時経営状況、その他重要な事項について、当社への定期的な報告を義務付け、当社は必要に応じて確認、指導等を行っております。また、当社にとって重要な子会社の事項は、当社および子会社の職務権限規程に基づき、当社の取締役会にて決議しております。

ニ．責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役、社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役、社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

ホ．役員等間で締結している補償契約の内容の概要

当社は会社法第430条2第1項に規定する補償契約は締結しておりません。また、契約締結の予定はありません。

ヘ．役員等を被保険者として締結している役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の範囲は、当社取締役及び監査役（社外取締役及び社外取締役含む）並びに子会社の取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者がその職務執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険により保険会社が補填するものであり、1年ごとに契約更新しております。ただし贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償の対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないよう措置を講じております。

取締役の定数

当社の取締役は、10名以内とする旨、定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役及び監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらない旨を定款に定めております。

取締役会で決議できる株主総会決議事項

イ．中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって、毎年3月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

ロ．自己株式の取得

当社は、経済情勢の変化に対応し、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって、市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

八．役員の実任免除

当社は、取締役及び監査役が職務の遂行に当たり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の定める限度において、免除することができる旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

株式会社の支配に関する基本方針

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針について、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりです。

当社は、当社株式の大規模買付行為に関する対応策(いわゆる買収防衛策)は導入しておらず、株式会社が当該株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針についての定めに関する事項(会社法施行規則第118条第3項に掲げる事項)について該当事項はありません。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性8名 女性3名 (役員のうち女性の比率27.3%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	中正 雄一	1972年5月16日生	1995年4月 ㈱神戸屋入社 2003年2月 ㈲エーワン入社 2006年1月 東京都認証保育所六町駅前保育園開園 2006年5月 ㈱グローバルキッズ代表取締役社長 2015年10月 ㈱グローバルグループ(現当社)代表取締役社長 2017年10月 当社代表取締役 2018年12月 ㈱グローバルキッズ代表取締役 茂来学園理事長(現任) 2020年11月 当社代表取締役社長(現任) 2020年11月 ㈱グローバルキッズ代表取締役社長(現任) (注) 6	(注) 3	4,997,881 (注) 5
取締役	須郷 達也	1960年5月13日生	1985年4月 ビジョン㈱入社 1999年4月 同社執行役員子育て支援事業部長 ビジョンハーツ㈱代表取締役社長 2007年4月 Pigeon Singapore Pte. Ltd.代表取締役社長 2009年11月 Pigeon India Pvt. Ltd.代表取締役社長(兼務) 2011年1月 Pigeon Malaysia Sdn. Bhd.代表取締役社長(兼務) 2012年4月 PHP兵庫㈱(現ビジョンマニファクチャリング兵庫㈱)代表取締役社長 2013年4月 ㈱ジャクバ入社 2013年6月 同社専務取締役 2019年4月 同社代表取締役社長 2019年8月 ㈱グローバルキッズ入社 2020年11月 同社取締役(現任) 2020年12月 当社取締役(現任)	(注) 3	2,780
取締役	宇田川 三郎	1972年5月13日生	1997年4月 東京ハーティサービス㈱入社 2010年10月 ㈱グローバルキッズ入社 2011年7月 同社執行役員 2015年4月 同社取締役 2015年10月 ㈱グローバルグループ(現当社)取締役 2017年10月 ㈱グローバルキッズ執行役員 2020年11月 同社取締役(現任) (注) 7 2020年12月 当社取締役(現任) (注) 7	(注) 3	272,179

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	田浦 秀一	1978年1月6日生	2000年5月 (有)レニアエステート入社 2001年7月 (株)神戸屋入社 2005年3月 フクダライフテック常陽(株)入社 2008年5月 (株)グローバルキッズ入社 2011年7月 同社執行役員 2015年4月 同社取締役 2015年10月 (株)グローバルグループ(現当社)取締役 2016年8月 東京建物キッズ(株)取締役(現任) 2017年10月 (株)グローバルキッズ執行役員 2020年11月 同社取締役(現任) (注)8 2020年12月 当社取締役(現任) (注)8	(注)3	222,861
取締役	野田 雅之	1972年4月21日生	1996年4月 (株)日本興業銀行(現(株)みずほフィナンシャルグループ)入行 2003年10月 JPMorgan証券(株)入社 投資銀行本部 2021年5月 (株)グローバルキッズ取締役(現任) 2021年12月 当社取締役財務IR部長(現任)	(注)3	40,000
取締役	石井 光暢	1971年2月18日生	1993年4月 NECコンピュータシステム(株)入社 1997年5月 (株)エコグリーン代表取締役 2011年6月 (株)グローバルキッズ社外取締役 2015年10月 (株)グローバルグループ(現当社)社外取締役(現任) 2016年6月 (株)エコグリーンホールディングス代表取締役(現任) 2018年11月 (株)グローバルキッズ取締役(注)9	(注)3	
取締役	桑戸 真二	1959年1月8日生	1982年4月 宗教法人護真山光泉寺入寺 2002年11月 (株)福祉総研代表取締役 2005年12月 (株)アーバンフューネスコーポレーション(現むすびず(株))社外取締役(現任) 2011年6月 (株)福祉総研代表取締役(現任)(注)10 2015年11月 (株)あすき社外取締役(現任) 2017年12月 当社社外取締役(現任)	(注)3	600

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	汐見 和恵	1951年10月20日生	1975年4月 (福)武蔵野緑会 西久保保育園 1976年4月 (福)なかよし会 なかよし保育園 2003年4月 東京都立北多摩看護専門学校 非常勤講師 2004年4月 東京福祉専門学校 非常勤講師 立教大学社会福祉研究所 研究員 2005年4月 武蔵大学人文学部 非常勤講師 立教大学社会福祉研究所 特任研究員(現任) 東京文化短期大学(現新渡戸文化短期大学)生活学科 助教授 2008年4月 東京文化短期大学(現新渡戸文化短期大学)生活学科 准教授 2010年4月 同学科 児童生活専攻 教授 専攻主任 2014年9月 聖心女子大学教育学科 非常勤講師 2016年12月 (一社)家族・保育デザイン研究所 代表理事 2017年2月 (株)フレーベル館 フレーベル西が丘みらい園設立準備委員 2018年4月 同園園長 2018年5月 (一社)家族・保育デザイン研究所 所長(現任) 2021年12月 当社社外取締役(現任)	(注)3	

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	橋口 晶子	1967年10月6日生	1991年10月 公認会計士2次試験合格 アーサーアンダーセン(現有限責任あずさ監査法人)入社 1995年7月 公認会計士3次試験合格 1999年9月 橋口公認会計士事務所設立 2014年7月 (株)グローバルキッズ常勤監査役(現任) 2015年10月 (株)グローバルグループ(現当社)常勤監査役(現任)	(注)4	
監査役	片岡 理恵子 (戸籍名 竹田 理恵子)	1973年7月18日生	2000年3月 司法修習修了(第52期) 2000年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 更田・河野法律事務所入所 2000年7月 高篠法律事務所入所 2001年4月 鹿内・上田・犬塚法律事務所 (現京橋法律事務所)入所(現任) 2014年7月 (株)グローバルキッズ監査役 2015年10月 (株)グローバルグループ(現当社)監査役(現任)	(注)4	
監査役	石崎 信明	1960年6月7日生	1983年4月 藤和不動産(株)(現三菱地所レジデンス(株))入社 2000年4月 経営コンサルタント業開業 2001年4月 (株)オプト(現(株)デジタルホールディングス)常勤監査役 2015年4月 (株)オプト監査役 2016年3月 (株)オプトホールディング(現(株)デジタルホールディングス)取締役(監査等委員) 2017年12月 当社監査役(現任) (株)オークファン監査役	(注)4	
計					5,536,301

- (注) 1. 石井光暢、桑戸真二及び汐見和恵は、社外取締役であります。
2. 橋口晶子、片岡理恵子(戸籍名 竹田理恵子)及び石崎信明は、社外監査役であります。
3. 2021年12月21日開催の定時株主総会終結の時から、2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 2019年12月18日開催の定時株主総会終結の時から、4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
5. 中正雄一の所有株式数は、同氏の資産管理会社である(株)なかやが所有する株式数を含めて表示しております。
6. 中正雄一は、当社及び(株)グローバルキッズの代表取締役社長を一旦退任しましたが、2020年11月に再任しております。
7. 宇田川三郎は、当社及び(株)グローバルキッズの取締役を一旦退任しましたが、2020年11月に(株)グローバルキッズ取締役に、同年12月に当社取締役に、それぞれ再任しております。
8. 田浦秀一は、当社及び(株)グローバルキッズの取締役を一旦退任しましたが、2020年11月に(株)グローバルキッズ取締役に、同年12月に当社取締役に、それぞれ再任しております。
9. 石井光暢は、(株)グローバルキッズの社外取締役を一旦退任しましたが、2018年11月に同社取締役に再任し、2020年11月に退任しております。
10. 桑戸真二は、(株)福祉総研代表取締役を一旦退任しましたが、2011年6月に再任しております。

社外役員の状況

本書提出日現在において、当社の社外取締役は3名であり、社外監査役は3名であります。

社外取締役については、多様かつ客観的な視点を持ち、経営判断の妥当性の監督を期待しております。経営者としての豊富な経験と経営に関する高い識見を有している者を選任することで、当社経営の透明性確保とコーポレート・ガバナンス体制の強化が図られていると判断しております。

社外取締役の石井光暢は当社新株予約権1,050個(25,000株)を保有しておりますが、それ以外に当社との間で人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役の桑戸真二は、当社株式600株、当社新株予約権250個(25,000株)を保有しておりますが、それ以外に当社との間で人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役の汐見和恵は本書提出日現在において、当社株式を保有しておらず、当社との間で人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役については、その高い独立性を有する立場から経営の監視機能を発揮すると考えており、監査役的全員を社外監査役とすることで、監査役会による監視体制が有効に機能していると判断しております。

社外監査役の橋口晶子は当社新株予約権200個(8,000株)、片岡理恵子(戸籍名 竹田理恵子)は当社新株予約権100個(2,000株)、石崎信明は当社新株予約権100個(10,000株)を保有しておりますが、それ以外に当社との間で人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

当社は、社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、選任にあたっては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣からの独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会において、監査役監査及び会計監査の結果について報告を受け、必要に応じて取締役会の意思決定の適正性を確保するための助言・提言を行っております。

社外監査役は、常勤監査役と緊密に連携し、経営の監視に必要な情報を共有しております。また、監査役会を通じて、会計監査人及び内部監査室と緊密な連携をとり、業務の適正性の確保に努めております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社における監査役監査の状況につきましては、「(1) コーポレート・ガバナンスの概要 企業統治の体制の概要とその体制を採用する理由」に記載のとおりであります。

なお、常勤社外監査役の橋口晶子は、公認会計士として財務及び会計に係る豊富な経験と知識を有しております。社外監査役の片岡理恵子(戸籍名 竹田理恵子)は、弁護士として法務に豊富な経験と知識を有しております。社外監査役の石崎信明は、中小企業診断士の資格を有する経営コンサルタントとしての高い見識を有しております。

当事業年度においては、監査役会を17回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
橋口晶子	17回	17回
片岡理恵子(戸籍名 竹田理恵子)	17回	17回
石崎信明	17回	17回

監査役会は、コーポレート・ガバナンスや内部統制システムの整備・運用状況、会計監査人による会計監査の相当性等を主な検討事項としております。

常勤監査役は、取締役会や子会社の担当役員会等の重要会議に出席するとともに、重要な決議書類の閲覧結果や取締役及び従業員の業務執行の状況等を監査役会に報告し、社外監査役から専門的・客観的な意見を求めております。

内部監査の状況

内部監査につきましては、代表取締役社長が直轄する内部監査室(専任者2名)を設置し、内部監査計画に基づき監査役と連携して各施設及び本部への内部監査を実施しております。また、内部監査室は監査役及び会計監査人と情報の交換を図るなど密接な連携を保ち監査効果の向上に努めております。

内部監査室は、社内規程等の遵守状況、業務の有効性、コンプライアンス体制の整備状況等について独立・客観的な内部監査・評価を実施するとともに、改善等の指示を出し、代表取締役社長に対し内部監査の実施状況等の報告を行っております。

会計監査の状況

イ．監査法人の名称

太陽有限責任監査法人

ロ．継続監査期間

8年

ハ．業務を執行した公認会計士

尾川 克明(継続監査期間1年)

杉江 俊志(継続監査期間3年)

ニ．監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は公認会計士2名、会計士試験合格者4名、その他8名であります。

ホ．監査法人の選定方針と理由

監査法人の選定は、会計監査人としての独立性及び専門性の有無、監査活動の適切性と効率性を監査法人の選定方針としており、総合的に勘案した結果太陽有限責任監査法人が会計監査人に適任と判断いたしました。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し解任が相当と認められる場合には、監査役全員の同意により会計監査人を解任します。

また、当社都合の場合のほか当該会計監査人に適正な監査の遂行に支障をきたす事由が生じたと認められる場合等、解任又は不再任が妥当であると判断した場合には、監査役会は株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任の議案の内容を決定します。

ヘ．監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役及び監査役会は、監査法人に対して評価を行っており、同法人による会計監査は適正に行われていることを確認しております。

監査報酬の内容等

イ．監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	20		21	
連結子会社				
計	20		21	

ロ．監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬

該当事項はありません。

ハ．その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

ニ．監査報酬の決定方針

監査報酬の決定方針はありませんが、当社の規模及び特性、監査日数及び監査従事者の構成等の諸要素を勘案して検討し、監査役会の同意を得たうえで決定しております。

ホ．監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表している「会計監査人との連携に関する実務指針」(2018年8月17日最終改正)等を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目、監査時間の実績及び監査報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び監査報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額は相当であると判断しております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、2021年2月16日開催の取締役会において、当社グループの持続的な企業価値向上を目指し、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針及び具体的内容を決議しております。取締役の個人別の報酬等に係る決定方針の概要は次のとおりです。

- ・株主利益との連動を踏まえ透明性と公正性を確保しながら取締役の役割や責任に応じた適正な水準額とすることを基本方針としております。
- ・業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び変動報酬としての業績連動報酬により構成しています。固定報酬は月例基本報酬であり、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定します。変動報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、業績に連動する変動報酬（譲渡制限付株式報酬）を支給することとしております。なお、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみとしております。
- ・取締役の個人別の固定報酬及び変動報酬の額は、代表取締役社長が原案を作成し、取締役会の決議により決定することと定めております。
- ・当社の取締役の報酬等の額は、2015年12月17日開催の臨時株主総会において、年額200百万円以内と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まず）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち社外取締役は2名）です。監査役の報酬の額は、同株主総会において、年額50百万円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。
- ・業績連動報酬については、2017年12月19日開催の第2回定時株主総会にて可決されました譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。当該株主総会終結時の取締役の員数は5名です（うち社外取締役は2名）。

変動報酬である業績連動報酬は、業績向上及び企業価値増大への貢献意識を高め、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に譲渡制限付株式報酬を支給しております。当該譲渡制限付株式は、譲渡制限期間を1年間とし、当該譲渡制限期間中に割当対象者が、任期満了もしくは定年その他当社取締役会が正当と認める理由により退任した場合、退任又は退職の直後の時点をもって全部又は一部について譲渡制限を解除すること、当該譲渡制限期間中に、割当対象者が禁錮以上の刑に処せられた場合又は重要な法令違反等の一定の事由に該当した場合には、当社が当該株式の全部を無償で取得できること等の条件が付されております。業績連動報酬の算定は、経営上の重要指標としている連結営業利益や連結EBITDAを対象とし、期初予算に対する達成度により取締役会において決定し、定められた支給率を固定報酬に乗じて算出しております。当連結会計年度については計画である連結営業利益700百万円、EBITDA1,563百万円に対し、実績は連結営業利益576百万円、EBITDAが1,426百万円となり、達成率はそれぞれ82%、91%となりました。当事業年度実績に伴う業績連動報酬は、報酬額が決定された後、翌事業年度の変動報酬部分として支給されます。

なお、当社取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、原案を作成する代表取締役社長は、取締役各人の職責や実績等を把握し適切に評価できる立場にあり、また取締役会で決議された具体的な決定方法と整合していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

EBITDA = 営業利益 + 減価償却費

役員報酬等

イ．役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	譲渡制限付 株式報酬	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	55	47	8			5
監査役 (社外監査役を除く。)						
社外役員	19	19				6

(注)当連結会計年度末現在の人員は、取締役6名(うち社外取締役2名)、監査役3名(うち社外監査役3名)であります。上記の支給人員と相違しているのは、当事業年度中に退任した取締役2名を含んでいるためであります。

ロ．報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ．使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

株式価値の変動又は株式に係る配当によって利益獲得を目的とする株式を純投資目的である投資株式とし、事業戦略、取引上の関係等を総合的に勘案し当社グループの企業価値向上に資すると判断される株式を純投資目的以外の目的である投資株式と区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

イ．保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社グループが手掛ける子育て支援事業は、保育士不足や待機児童解消時の入所率低下懸念などの課題を抱えております。当社グループは、こうした課題に対応するために、ビジョンとして『2030 トリプルトラスト』を掲げ、人事制度や福利厚生等の拡充により職員から選ばれる企業、並びに保育の質向上により利用者から選ばれる企業を目指しております。

また、当社グループの収益は、子育て支援事業に依拠しており、国や自治体の政策等に大きく影響を受けている状況です。当該状況を踏まえ、当社グループでは子育て支援事業以外の保育に関連する周辺事業を中心に収益基盤の拡充に取り組んでおります。

当社グループとしましては、中長期的な観点から事業戦略、取引関係の維持・強化や取引の円滑化を通じて、保育士確保や保育の質向上につながる取引関係の維持・強化や保育周辺事業拡充等の当社グループの企業価値の増大に資すると認められる株式について保有しております。

個別銘柄の保有の適否は、保有意義の再確認、取引状況、保有に伴う便益等を定期的・総合的に勘案し、判断しております。

ロ．銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	4	47
非上場株式以外の株式	2	2

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

八．特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式 の保有の 有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
タメニー株式会社	25,200	25,200	保育業界の課題である保育士確保を目的に、同社が提供する婚活支援サービスを福利厚生の一環として当社グループ職員向けに導入しており、同サービスの運営を円滑に推進するために保有しております。	有
	2	5		
株式会社JPホールディングス	100	100	業界動向把握のために保有しております。	無
	0	0		

(注) 定量的な保有効果につきましては、守秘義務の観点で記載しておりません。保有の合理性につきましては定期的に確認しております。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下、「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2020年10月1日から2021年9月30日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2020年10月1日から2021年9月30日まで)の財務諸表について、太陽有限責任監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等について適切に対応できる体制を整備するため、監査法人やディスクロージャー支援会社等が主催するセミナーへの参加及び監査法人等との意見交換を通じて、情報収集に努めるとともに、決算業務体制の強化を図っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年9月30日)	当連結会計年度 (2021年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,816	1,327
未収入金	1,797	2,168
前払費用	574	629
その他	6	4
流動資産合計	4,194	4,130
固定資産		
有形固定資産		
土地	635	635
建物及び構築物(純額)	1 10,523	1 10,317
建設仮勘定	107	52
その他(純額)	1 400	1 356
有形固定資産合計	11,666	11,360
無形固定資産		
ソフトウェア	52	42
ソフトウェア仮勘定	4	
無形固定資産合計	56	42
投資その他の資産		
投資有価証券	113	50
長期前払費用	570	455
敷金及び保証金	1,632	1,746
建設協力金	304	285
繰延税金資産	23	38
その他	0	0
投資その他の資産合計	2,643	2,576
固定資産合計	14,366	13,979
資産合計	18,561	18,110

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年9月30日)	当連結会計年度 (2021年9月30日)
負債の部		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	859	820
未払金	1,261	1,280
未払法人税等	370	177
前受金	127	86
賞与引当金	586	617
役員退職慰労引当金	24	
その他	237	229
流動負債合計	3,466	3,212
固定負債		
長期借入金	4,487	3,711
退職給付に係る負債	340	408
繰延税金負債	1,773	1,755
資産除去債務	343	364
その他	2	0
固定負債合計	6,947	6,239
負債合計	10,414	9,452
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,278	1,288
資本剰余金	1,967	1,976
利益剰余金	4,960	5,442
自己株式	1	6
株主資本合計	8,205	8,701
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1	0
退職給付に係る調整累計額	79	61
その他の包括利益累計額合計	77	62
新株予約権	19	19
純資産合計	8,146	8,658
負債純資産合計	18,561	18,110

【連結損益及び包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
売上高	22,160	23,529
売上原価	19,385	20,654
売上総利益	2,774	2,874
販売費及び一般管理費	1 2,296	1 2,298
営業利益	477	576
営業外収益		
受取利息及び配当金	6	5
補助金収入	606	761
その他	2	37
営業外収益合計	615	805
営業外費用		
支払利息	28	23
開設準備費用	143	209
その他	5	0
営業外費用合計	177	233
経常利益	916	1,148
特別利益		
事業譲渡益	27	
特別利益合計	27	
特別損失		
減損損失	2 137	2 258
投資有価証券評価損	3 6	3 59
関係会社株式評価損	4 26	
閉園に伴う損失		5 13
特別損失合計	169	332
税金等調整前当期純利益	774	815
法人税、住民税及び事業税	425	374
法人税等調整額	89	40
法人税等合計	336	333
当期純利益	438	481
(内訳)		
親会社株主に帰属する当期純利益	438	481
非支配株主に帰属する当期純利益		
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1	2
退職給付に係る調整額	6	17
その他の包括利益合計	6 4	6 15
包括利益	433	497
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	433	497
非支配株主に係る包括利益		

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,275	1,963	4,522	0	7,760
当期変動額					
新株の発行	3	3			7
親会社株主に帰属する当期純利益			438		438
自己株式の取得				0	0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	3	3	438	0	445
当期末残高	1,278	1,967	4,960	1	8,205

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	0	72	73	19	7,706
当期変動額					
新株の発行					7
親会社株主に帰属する当期純利益					438
自己株式の取得					0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1	6	4		4
当期変動額合計	1	6	4		440
当期末残高	1	79	77	19	8,146

当連結会計年度(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,278	1,967	4,960	1	8,205
当期変動額					
新株の発行	9	9			19
親会社株主に帰属する当期純利益			481		481
自己株式の取得				4	4
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	9	9	481	4	496
当期末残高	1,288	1,976	5,442	6	8,701

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	1	79	77	19	8,146
当期変動額					
新株の発行					19
親会社株主に帰属する当期純利益					481
自己株式の取得					4
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2	17	15		15
当期変動額合計	2	17	15		511
当期末残高	0	61	62	19	8,658

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	774	815
減価償却費	822	850
閉園に伴う損失		13
減損損失	137	258
補助金収入	606	761
事業譲渡損益(は益)	27	
投資有価証券評価損	6	59
関係会社株式評価損	26	
賞与引当金の増減額(は減少)	33	31
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	85	107
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	24	24
受取利息及び受取配当金	6	5
支払利息	28	23
未収入金の増減額(は増加)	134	370
前払費用の増減額(は増加)	176	43
未払金の増減額(は減少)	32	6
前受金の増減額(は減少)	56	41
その他	218	143
小計	1,562	1,063
利息及び配当金の受取額	2	2
利息の支払額	28	23
法人税等の支払額	144	569
補助金の受取額	606	761
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,999	1,235
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	867	785
無形固定資産の取得による支出	78	6
敷金及び保証金の差入による支出	107	136
敷金及び保証金の返還による収入	1	2
建設協力金の回収による収入	23	21
その他	16	3
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,044	907
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	478	90
長期借入金の返済による支出	1,070	904
社債の償還による支出	23	
リース債務の返済による支出	4	3
ストックオプションの行使による収入	1	2
その他	0	
財務活動によるキャッシュ・フロー	619	816
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	336	488
現金及び現金同等物の期首残高	1,480	1,816
現金及び現金同等物の期末残高	1,816	1,327

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

イ 連結子会社の数 1社

連結子会社の名称

株式会社グローバルキッズ

ロ 非連結子会社の名称等

非連結子会社

GLOBAL KIDS VIETNAM CO., LTD.

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であるため連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

イ 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社

該当事項はありません。

ロ 持分法を適用していない非連結子会社又は関連会社

主要な会社等の名称

GLOBAL KIDS VIETNAM CO., LTD.

(持分法を適用しない理由)

上記の非連結子会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であるため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ その他有価証券

時価のあるもの

時価法を採用しております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ たな卸資産

貯蔵品

先入先出法による原価法によっております。(連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 6年～39年

ロ 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

ハ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

賞与引当金

当社グループは従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

イ 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準を採用しております。

ロ 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

ハ 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理方法

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。なお、控除対象外消費税等については、当連結会計年度の負担すべき期間費用として処理しております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等については、投資その他の資産の「長期前払費用」に計上し、5年間で均等償却を行っております。

(重要な会計上の見積り)

施設固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

減損の兆候が識別され当連結会計年度に減損損失を計上した施設

減損後固定資産帳簿価額 百万円 減損損失 258百万円

(単位:百万円)

	東京都認証 保育所	企業主導型 保育所	児童発達 支援事業所	合計
減損損失	47	172	38	258

なお、当連結会計年度に計上した減損損失については、(連結損益及び包括利益計算書関係) 2減損損失に記載しております。(施設固定資産に係る減損損失は258百万円)

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ 算出方法

当社グループは子育て支援事業を営むために、保育所等の資産を保有しております。

資金生成単位は、各施設を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としており、各施設の営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなった場合、開園時の事業計画と実績数値に著しい乖離があった場合、施設を取り巻く経営環境が著しく悪化した場合、施設の固定資産の市場価格が著しく下落した場合、閉園等の意思決定など回収可能価額を著しく低下させる変化がある場合に減損の兆候を把握しております。

減損の兆候が把握された施設については、施設の主要な固定資産の耐用年数まで将来キャッシュ・フローを見積り、割引前将来キャッシュ・フローの合計が、当該施設の固定資産の帳簿価額を下回る場合には、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。回収可能価額は正味売却価額と使用価値のいずれか高い金額によっております。

ロ 主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローは、事業計画に基づいており、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた当連結会計年度を含む営業損益実績を基礎とした将来の入所率の上昇による売上の増加や、人件費の削減などによる将来損益予測を見積もっております。新型コロナウイルス感染症拡大による業績への影響については、感染の再拡大や緊急事態宣言の再発出の影響により0～1歳児の入園先送りが見られ、入所率が想定を下回りました。そのため新型コロナウイルス感染症の影響が、2022年3月末までは続くとの仮定を置いております。

ハ 翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

これらの見積りにおいて用いた仮定が、経営環境の著しい悪化や閉園の意思決定等により、見直しが必要になった場合、翌連結会計年度において、減損損失を認識する可能性があります。

また、減損の兆候が識別されたものの、当連結会計年度に減損損失を認識していない施設は以下の通りであります。

(単位:百万円)

	認可保育所等計			東京都認証 保育所	学童クラブ・ 児童館	合計
	認可保育所等 (東京都)	認可保育所等 (神奈川県)	認可保育所等 (その他)			
帳簿価額	1,042	676	379	139	18	2,256

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

- ステップ1: 顧客との契約を識別する。
- ステップ2: 契約における履行義務を識別する。
- ステップ3: 取引価格を算定する。
- ステップ4: 契約における履行義務に取引価格を配分する。
- ステップ5: 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年9月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
 - ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産
- また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2022年9月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中です。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表から適用し、連結財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る内容については記載しておりません。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り)

当社は、新型コロナウイルス感染症の影響について、2021年3月末には収束し、2021年4月からは通常通りの施設運営となると仮定しておりましたが、感染の再拡大や緊急事態宣言の再発出の影響により、0～1歳児の入園先送りがみられ、入所率が想定を下回りました。このため新型コロナウイルス感染症の影響は、2022年3月末までは続くとの仮定に変更したうえで、固定資産の減損における将来キャッシュ・フローの見積りを行っております。

(連結貸借対照表関係)

- 1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年9月30日)	当連結会計年度 (2021年9月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	3,712百万円	4,541百万円

- 2 当社及び連結子会社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行8行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年9月30日)	当連結会計年度 (2021年9月30日)
当座貸越極度額の総額	3,955百万円	3,955百万円
借入実行残高		
差引額	3,955	3,955

(連結損益及び包括利益計算書関係)

- 1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
役員報酬	53百万円	71百万円
給与手当	519	533
賞与及び賞与引当金繰入額	94	81
退職給付費用	34	47
租税公課	839	849
採用費	171	127

2 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前連結会計年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

用途	種類	場所	減損損失 (百万円)
施設 (3施設)	建物及び構築物 有形固定資産「その他」	埼玉県戸田市 他	95
本部	ソフトウェア	本社(東京都千代田区)	41

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位に基づき、施設を基本単位として資産のグルーピングを行っております。このうち、営業損益が悪化している施設について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失(建物及び構築物89百万円、有形固定資産「その他」6百万円)として特別損失に計上しております。なお、回収可能額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないため零としております。

また、業務効率化を図るために構築したシステムの開発に要した経費をソフトウェア仮勘定に計上してはりましたが、当初の計画どおりの成果が見込めないことが判明したため資産価値が減少したと判断し、減損損失として特別損失に計上しております。

当連結会計年度(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

用途	種類	場所	減損損失 (百万円)
施設 (17施設)	建物及び構築物 有形固定資産「その他」	東京都大田区 他	258

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位に基づき、施設を基本単位として資産のグルーピングを行っております。このうち、営業損益が悪化している施設について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失(建物及び構築物244百万円、有形固定資産「その他」14百万円)として特別損失に計上しております。なお、回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないため零としております。

3 投資有価証券評価損

前連結会計年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

当社が保有する「その他有価証券」に区分される有価証券のうち実質価額が著しく下落したものについて、減損処理を実施したものであります。

当連結会計年度(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

当社が保有する「その他有価証券」に区分される有価証券のうち実質価額が著しく下落したものについて、減損処理を実施したものであります。

4 関係会社株式評価損

前連結会計年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

非連結子会社であるGLOBAL KIDS VIETNAM CO., LTD.の株式に関する評価損であります。

5 閉園に伴う損失

当連結会計年度(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

近隣の認可保育所新設に伴う認証保育所閉鎖により、原状回復費用13百万円が発生したため、閉園に伴う損失を計上いたしました。

6 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	3百万円	2百万円
組替調整額	5	
税効果調整前	2	2
税効果額	0	0
その他有価証券評価差額金	1	2
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	43	16
組替調整額	33	42
税効果調整前	9	26
税効果額	3	9
退職給付に係る調整額	6	17
その他の包括利益合計	4	15

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度 末株式数(株)
発行済株式				
普通株式 (注) 1	9,170,058	59,822		9,229,880
合計	9,170,058	59,822		9,229,880
自己株式				
普通株式 (注) 2	236	836		1,072
合計	236	836		1,072

(注) 1. 普通株式の発行済株式数の増加のうち51,000株はストック・オプションの行使による増加、8,822株は譲渡制限付株式報酬としての新株発行による増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加836株は、譲渡制限付株式の無償取得によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権						19
合計							19

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度 末株式数(株)
発行済株式				
普通株式 (注) 1	9,229,880	98,631		9,328,511
合計	9,229,880	98,631		9,328,511
自己株式				
普通株式 (注) 2	1,072	5,725		6,797
合計	1,072	5,725		6,797

(注) 1. 普通株式の発行済株式数の増加のうち81,000株はストック・オプションの行使による増加、17,631株は譲渡制限付株式報酬としての新株発行による増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加5,725株は、譲渡制限付株式の無償取得によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社(親会社)	ストック・オプションとしての新株予約権						19
合計							19

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
現金及び預金勘定 預入期間が3ヶ月を超える 定期預金	1,816百万円	1,327百万円
現金及び現金同等物	1,816	1,327

(リース取引関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、安全性の高い預金等の金融資産で運用を行っております。また、資金調達については、事業に必要な運転資金及び設備資金を銀行借入や社債発行により調達しております。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

敷金及び保証金は、主として施設の賃借に伴い発生する差入保証金であり、差入先の信用リスクに晒されております。

未払金は、1年以内に支払期日が到来する債務であります。借入金及び社債は、運転資金及び設備資金に係る資金調達を目的としており、変動金利を適用している借入金は金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

営業債権である未収入金については、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行い、定期的にモニタリングを行っております。敷金及び保証金については、差入先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況の悪化等により回収懸念の早期把握と軽減を図っております。

未払金や借入金、社債は、流動リスクに晒されておりますが、担当部門が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません((注)2.参照)。

前連結会計年度(2020年9月30日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	1,816	1,816	
(2) 未収入金	1,797	1,797	
(3) 投資有価証券	5	5	
(4) 敷金及び保証金	920	891	29
(5) 建設協力金	304	321	16
資産計	4,845	4,832	12
(1) 未払金	1,261	1,261	
(2) 長期借入金()	5,346	5,359	13
負債計	6,608	6,621	13

()長期借入金には、1年以内に期限の到来する金額を含めております。

当連結会計年度(2021年9月30日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	1,327	1,327	
(2) 未収入金	2,168	2,168	
(3) 投資有価証券	2	2	
(4) 敷金及び保証金	1,039	1,000	39
(5) 建設協力金	285	301	15
資産計	4,824	4,800	24
(1) 未払金	1,280	1,280	
(2) 長期借入金()	4,532	4,537	4
負債計	5,813	5,818	4

()長期借入金には、1年以内に期限の到来する金額を含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 敷金及び保証金、(5) 建設協力金

これらは回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回りを基礎とした合理的な指標で割り引いた現在価値により算出しております。

負 債

(1) 未払金

未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を新規に同様の発行又は借入を行った場合に想定される利率を用いて割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2020年9月30日)	当連結会計年度 (2021年9月30日)
非上場株式	107	47
敷金及び保証金	711	706

(注) 1. 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

2. 敷金及び保証金の一部については、施設等の不動産賃貸契約に基づくものでありますが、市場価格がなく、かつ、使用期間が明確でなく、現時点において将来退去する予定もないことから、合理的なキャッシュ・フローを見積ることが極めて困難であるため、「資産(4)敷金及び保証金」に含めておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(2020年9月30日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	1,816			
未収入金	1,797			
敷金及び保証金	9	254	188	468
建設協力金	18	73	88	124
合計	3,642	327	276	592

当連結会計年度(2021年9月30日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	1,327			
未収入金	2,168			
敷金及び保証金	21	385	34	598
建設協力金	18	71	88	106
合計	3,537	456	123	704

4. 社債及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(2020年9月30日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	859	823	756	799	706	1,402
合計	859	823	756	799	706	1,402

当連結会計年度(2021年9月30日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	820	754	796	706	523	930
合計	820	754	796	706	523	930

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2020年9月30日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 株式			
小計			
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 株式	5	10	4
小計	5	10	4
合計	5	10	4

当連結会計年度(2021年9月30日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 株式			
小計			
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 株式	2	4	1
小計	2	4	1
合計	2	4	1

(注) 表中の取得原価は評価損計上後の帳簿価額であります。

2. 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

該当事項はありません。

3. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

当連結会計年度において、有価証券について6百万円(その他有価証券の株式6百万円)減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には、回復可能性はないものと判断し減損処理を行い、30~50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

当連結会計年度(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

当連結会計年度において、有価証券について59百万円(その他有価証券の株式59百万円)減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には、回復可能性はないものと判断し減損処理を行い、30~50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社グループは、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度を採用しております。

退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給します。

2. 確定給付制度(簡便法を適用した制度を除く)

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
退職給付債務の期首残高	255百万円	340百万円
勤務費用	51	63
利息費用	0	1
数理計算上の差異の発生額	43	16
退職給付の支払額	10	14
退職給付債務の期末残高	340	408

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2020年9月30日)	当連結会計年度 (2021年9月30日)
非積立型制度の退職給付債務	340百万円	408百万円
連結貸借対照表に計上された 負債と資産の純額	340	408
退職給付に係る負債	340	408
連結貸借対照表に計上された 負債と資産の純額	340	408

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
勤務費用	51百万円	63百万円
利息費用	0	1
数理計算上の差異の費用処理額	15	24
過去勤務費用の費用処理額	18	18
確定給付制度に係る退職給付費用	85	107

(4) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
過去勤務費用	18百万円	18百万円
数理計算上の差異	28	7
合計	9	26

(5) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年9月30日)	当連結会計年度 (2021年9月30日)
未認識過去勤務費用	26百万円	7百万円
未認識数理計算上の差異	94	86
合計	120	94

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎(加重平均で表わしております。)

	前連結会計年度 (2020年9月30日)	当連結会計年度 (2021年9月30日)
割引率	0.45%	0.40%

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名 当社監査役 3名 当社従業員 4名 子会社従業員 99名	子会社従業員 39名	子会社従業員 4名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 1,202,000株	普通株式 44,000株	普通株式 6,800株
付与日	2015年3月20日	2015年7月23日	2015年7月23日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2017年3月20日～ 2025年3月18日	2017年7月22日～ 2025年3月18日	2017年7月22日～ 2025年3月18日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2015年3月20日付株式分割(普通株式1株につき100株の割合)及び2015年12月18日付株式分割(普通株式1株につき20株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2021年9月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末			
付与			
失効			
権利確定			
未確定残			
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	170,000	13,000	2,000
権利確定			
権利行使	71,000	8,000	2,000
失効			
未行使残	99,000	5,000	

(注) 2015年3月20日付株式分割(普通株式1株につき100株の割合)及び2015年12月18日付株式分割(普通株式1株につき20株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利行使価格 (円)	25	25	25
行使時平均株価 (円)	934	811	883
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-

(注) 2015年3月20日付株式分割(普通株式1株につき100株の割合)及び2015年12月18日付株式分割(普通株式1株につき20株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

付与日において当社は非上場会社であったため、ストック・オプションの公正な評価単価を見積る方法に代え、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値を見積る方法によっております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式の評価方法は、純資産法により算定した価格を用いております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当連結会計年度末における本源的価値の合計は、86百万円であります。

当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計は、72百万円であります。

(追加情報)

(従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱いの適用)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号 平成30年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、実務対応報告第36号第10項(3)に基づいて、従来採用していた会計処理を継続しております。

1. 権利確定条件付き有償新株予約権の概要

(1) 権利確定条件付き有償新株予約権の内容

決議年月日	2017年12月19日 有償新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名 当社監査役 2名 当社子会社の取締役 1名 当社子会社の従業員 49名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 800,000株
付与日	2018年1月12日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2021年1月1日 至 2024年12月31日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) 権利確定条件付き有償新株予約権の規模及びその変動状況

当連結会計年度(2021年9月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第4回有償新株予約権
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	800,000
付与	
失効	
権利確定	
未確定残	
権利確定後 (株)	800,000
前連結会計年度末	
権利確定	
権利行使	
失効	
未行使残	

単価情報

		第4回有償新株予約権
権利行使価格	(円)	1,841
行使時平均株価	(円)	

2. 採用している会計処理の概要

新株予約権を発行したときは、その発行に伴う払込金額を、純資産の部に新株予約権として計上しております。新株予約権が行使され、新株を発行するときは、当該新株予約権の発行に伴う払込金額と新株予約権の行使に伴う払込金額を、資本金及び資本剰余金に振り替えます。

なお、新株予約権が失効するときは、当該失効に対応する額を失効が確定した会計期間の利益として処理いたします。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2020年9月30日)	当連結会計年度 (2021年9月30日)
繰延税金資産		
賞与引当金	202百万円	213百万円
退職給付に係る負債	117	141
減損損失	562	586
投資有価証券評価損	1	20
関係会社株式評価損	8	8
資産除去債務	49	67
その他	129	99
繰延税金資産小計	1,072	1,136
繰延税金資産合計	1,072	1,136
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金	2,821	2,853
その他	0	0
繰延税金負債合計	2,821	2,853
繰延税金資産(負債)の純額	1,749	1,717

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2020年9月30日)	当連結会計年度 (2021年9月30日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
住民税均等割	2.0	1.9
交際費	0.1	0.0
留保金課税	8.7	6.4
連結子会社との税率差異	3.4	3.1
その他	1.4	1.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	43.4	40.9

(資産除去債務関係)

1. 資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

保育所に使用している建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

保育所については定期建物賃貸借契約の満了までの期間を使用見込期間と見積り、割引率は当該使用見込期間に応じた国債の利回りを使用しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
期首残高	319百万円	343百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	22	19
時の経過による調整額	1	1
期末残高	343	364

2. 連結貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務

当社グループでは、賃貸借施設等について退去時における原状回復義務を有しておりますが、賃貸資産の使用期間が明確でなく、現時点において将来退去する予定もないものについては、資産除去債務を合理的に見積ることができないため計上しておりません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、子育て支援事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
横浜市	3,049	子育て支援事業

当連結会計年度(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
横浜市	3,320	子育て支援事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

事業セグメントが単一であるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア)連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

該当事項はありません。

(イ)連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

(ウ)連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員 の 近親者	中正 政雄 (注3)			米穀の販売		米の仕入	米の仕入 (注2)	20	未払金	1

当連結会計年度(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員 の 近親者	中正 政雄 (注3)			米穀の販売		米の仕入	米の仕入 (注2)	21	未払金	2

(注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

市場価格を勘案の上、一般取引条件と同様に決定しております。

3. 当社代表取締役中正雄一の一親等の親族であります。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
1株当たり純資産額	882.76円	928.85円
1株当たり当期純利益金額	47.65円	51.97円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	46.75円	51.41円

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益金額(百万円)	438	481
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益金額(百万円)	438	481
普通株式の期中平均株式数(株)	9,193,412	9,272,876
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(百万円)		
普通株式増加数(株)	178,236	101,116
(うち新株予約権(株))	(178,236)	(101,116)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要		

【連結附属明細表】

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	859	820	0.47	
1年以内に返済予定のリース債務	3	2		
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	4,487	3,711	0.45	2022年～ 2031年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	2	0		
合計	5,353	4,534		

- (注) 1. 「平均利率」については、借入金の当期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。
3. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	754	796	706	523
リース債務	0			

【資産除去債務明細表】

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	5,688	11,640	17,531	23,529
税金等調整前四半期(当期)純利益金額 (百万円)	146	324	524	815
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益金額 (百万円)	93	196	326	481
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	10.15	21.28	35.29	51.97

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額() (円)	10.15	11.12	14.01	16.66

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年9月30日)	当事業年度 (2021年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	359	636
未収入金	1 63	1 72
前払費用	3	6
流動資産合計	426	715
固定資産		
無形固定資産		
ソフトウェア	2	1
無形固定資産合計	2	1
投資その他の資産		
投資有価証券	85	22
関係会社株式	1,468	1,468
関係会社長期貸付金	1 2,850	1 2,850
繰延税金資産	23	38
投資その他の資産合計	4,427	4,378
固定資産合計	4,429	4,380
資産合計	4,856	5,095
負債の部		
流動負債		
未払金	1 18	1 19
未払法人税等	100	101
役員退職慰労引当金	24	
その他	25	20
流動負債合計	167	142
負債合計	167	142
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,278	1,288
資本剰余金		
資本準備金	2,547	2,556
資本剰余金合計	2,547	2,556
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	843	1,095
利益剰余金合計	843	1,095
自己株式	1	6
株主資本合計	4,668	4,934
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1	0
評価・換算差額等合計	1	0
新株予約権	19	19
純資産合計	4,689	4,952
負債純資産合計	4,856	5,095

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
営業収益	1 691	1 737
営業費用	1, 2 310	1, 2 291
営業利益	380	446
営業外収益		
受取利息	1 14	1 12
その他		1
営業外収益合計	14	13
経常利益	395	460
特別損失		
投資有価証券評価損	6	59
関係会社株式評価損	26	
特別損失合計	32	59
税引前当期純利益	363	400
法人税、住民税及び事業税	151	162
法人税等調整額	14	13
法人税等合計	137	148
当期純利益	225	251

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本						株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	1,275	2,543	2,543	618	618	0	4,436
当期変動額							
新株の発行	3	3	3				7
当期純利益				225	225		225
自己株式の取得						0	0
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）							
当期変動額合計	3	3	3	225	225	0	232
当期末残高	1,278	2,547	2,547	843	843	1	4,668

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	0	0	19	4,454
当期変動額				
新株の発行				7
当期純利益				225
自己株式の取得				0
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）	1	1		1
当期変動額合計	1	1		234
当期末残高	1	1	19	4,689

当事業年度(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	1,278	2,547	2,547	843	843	1	4,668
当期変動額							
新株の発行	9	9	9				19
当期純利益				251	251		251
自己株式の取得						4	4
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)							
当期変動額合計	9	9	9	251	251	4	265
当期末残高	1,288	2,556	2,556	1,095	1,095	6	4,934

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	1	1	19	4,689
当期変動額				
新株の発行				19
当期純利益				251
自己株式の取得				4
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)	2	2		2
当期変動額合計	2	2		263
当期末残高	0	0	19	4,952

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

時価法を採用しております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (2020年9月30日)	当事業年度 (2021年9月30日)
短期金銭債権	63百万円	72百万円
短期金銭債務	13	13
長期金銭債権	2,850	2,850

2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年9月30日)	当事業年度 (2021年9月30日)
当座貸越極度額の総額	100百万円	100百万円
借入実行残高		
差引額	100	100

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
営業取引による取引高		
営業収益	691百万円	737百万円
営業費用	150	134
営業取引以外の取引による取引高		
受取利息	11	9

2 営業費用のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
役員報酬	53百万円	67百万円
業務委託費	185	169
租税公課	26	27
おおよその割合		
販売費	0%	0%
一般管理費	100%	100%

(有価証券関係)

前事業年度(2020年9月30日)

子会社株式(貸借対照表計上額は関係会社株式1,468百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(2021年9月30日)

子会社株式(貸借対照表計上額は関係会社株式1,468百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年9月30日)	当事業年度 (2021年9月30日)
繰延税金資産		
未払事業税	6百万円	6百万円
役員退職慰労引当金	7	
投資有価証券評価損	1	20
関係会社株式評価損	8	8
その他	0	2
繰延税金資産合計	24	38
繰延税金負債合計		
その他有価証券評価差額金	0	
繰延税金負債合計	0	
繰延税金資産の純額	23	38

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2020年9月30日)	当事業年度 (2021年9月30日)
法定実効税率	30.6%	30.6
(調整)		
住民税均等割	0.3	0.2
留保金課税	5.5	6.3
その他	1.5	0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.8	37.2

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	減価償却 累計額 (百万円)
無形固定資産						
ソフトウェア	2			0	1	4
無形固定資産計	2			0	1	4

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
役員退職慰労引当金	24		24		
引当金計	24		24		

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年10月1日から翌年9月30日まで
定時株主総会	毎事業年度の終了後3カ月以内
基準日	毎年9月30日
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日 毎年3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載しております。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://www.gkids.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第5期(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)2020年12月23日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2020年12月23日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

(第6期第1四半期)(自 2020年10月1日 至 2020年12月31日)2021年2月5日関東財務局長に提出。

(第6期第2四半期)(自 2021年1月1日 至 2021年3月31日)2021年5月14日関東財務局長に提出。

(第6期第3四半期)(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)2021年8月6日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

2020年12月23日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書であります。

2021年8月6日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号(財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象)の規定に基づく臨時報告書であります。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年12月22日

株式会社グローバルキッズCOMPANY

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 尾 川 克 明指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 杉 江 俊 志

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社グローバルキッズCOMPANYの2020年10月1日から2021年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益及び包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社グローバルキッズCOMPANY及び連結子会社の2021年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

固定資産の減損について	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社グループは、子育て支援事業を営むために、保育所等の資産を保有している。当連結会計年度末で184施設（有形固定資産の帳簿価額11,360百万円）を保有している。</p> <p>連結損益計算書及び注記事項（重要な会計上の見積り、連結損益及び包括利益計算書関係 2）に記載のとおり、減損損失を258百万円計上している。</p> <p>会社グループは、運営する施設単位で継続的な収支の把握を行っていることから、各施設を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位としており、各施設の営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなった場合、開園時の事業計画と実績数値に著しい乖離があった場合、閉園等の意思決定など回収可能価額を著しく低下させる変化があった場合、施設を取り巻く経営環境が著しく悪化した場合等に減損の兆候を把握している。</p> <p>会社グループは、減損の兆候が生じている施設について、施設の固定資産の帳簿価額と割引前将来キャッシュ・フローの総額を比較し、減損損失の認識が必要であるか判定している。なお、施設運営の継続を予定していることから、主たる固定資産の残存耐用年数を割引前将来キャッシュ・フローの見積り期間としている。</p> <p>会社グループは、減損損失を認識すべきであると判定された施設について、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上している。回収可能価額は正味売却価額と使用価値のいずれが高い金額によっている。</p> <p>減損損失の認識の判定に際して見積られる将来キャッシュ・フロー及び使用価値の算定において見積られる将来キャッシュ・フローは、各施設の将来の事業計画に基づいているが、当該見積りにおける重要な仮定は、各施設の将来の入所率の上昇による売上の増加や人件費の削減等による将来損益予測である。</p> <p>各施設の将来キャッシュ・フローの基礎となる事業計画は、将来の園児の入園状況及び職員配置等により大きく影響を受ける可能性があり、不確実性を伴うものであり、経営者の判断も介在するものであるため、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、固定資産の減損の検討に当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資産のグルーピングの決定、各施設に係る有形固定資産の減損の兆候の把握、減損損失の認識の判定及び減損損失の測定に至るまでの有形固定資産の評価に関連する内部統制の整備状況及び運用状況の有効性を評価した。評価した内部統制には、有形固定資産の評価に用いられた事業計画の取締役会での承認手続を含んでいる。 ・ 経営者が実施している減損の兆候の把握の基礎となる施設単位の損益実績について、計算方法を理解し、損益計算書との突合による正確性を検討した。また、本部経費の配賦計算について、配賦基準の合理性を検討するとともに、配賦計算の正確性及び配賦の網羅性を確かめた。 ・ 開園時の事業計画と実績値に著しい下方乖離があった場合に、当該要因について会社担当者への質問を行い、減損の兆候の有無が適切に把握されていることを確かめた。 ・ 閉園等の意思決定など固定資産の回収可能価額を著しく低下させる変化、施設を取り巻く経営環境の著しい悪化の有無について、会社担当者への質問、取締役会議事録等の閲覧により検討した。 ・ 減損の兆候が生じている施設の割引前将来キャッシュ・フローの基礎となる将来の事業計画を入手し、重要な仮定である将来の入所率の上昇による売上高の増加や人件費の削減等に関して、その前提となる将来の園児の入園予測及び職員配置予定について、待機児童の状況等の外部情報との整合性を確かめるとともに、経営者による施策について協議を行い、当該施策の合理性及び実行可能性を検討した。 ・ 過年度の事業計画と実績を比較することにより、事業計画の見積りの精度を評価した。 ・ 経営者の減損損失の測定が適切に行われていることを確かめるため、回収可能価額の算定方法について検討し、減損損失の計上額を確かめた。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社グローバルキッズCOMPANYの2021年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社グローバルキッズCOMPANYが2021年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年12月22日

株式会社グローバルキッズCOMPANY
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 尾 川 克 明

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 杉 江 俊 志

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社グローバルキッズCOMPANYの2020年10月1日から2021年9月30日までの第6期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社グローバルキッズCOMPANYの2021年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査法人は、監査報告書において報告すべき監査上の主要な検討事項はないと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。